

第3章

「各部の運営方針と目標」に基づく取り組み

第1節 各部の取り組み

- 1 「各部の運営方針と目標」について
- 2 事業評価の取り組みについて

第2節 「各部の運営方針と目標」の達成状況 について 平成30年度

- I 企画部
- II 総務部
- III 市民部
- IV 生活環境部
- V スポーツと文化部
- VI 健康福祉部
- VII 子ども政策部
- VIII 都市整備部
- IX 教育委員会事務局教育部

第1節 各部の取り組み

1 「各部の運営方針と目標」について

「各部の運営方針と目標」とは、市民の皆様に向けて「行政の説明責任」を果たすとともに、市による主体的な行政評価に基づく効率的で効果的な「成果重視の自治体運営」を前進させるために公表するもので、平成15年度から毎年度策定しています。

市では、毎年10月に市長・副市長・教育長が、各部ごとに部課長等との協議を重ねる「政策会議」を実施しています。この「政策会議」での議論を基礎として、市議会に提案した予算の確定を経て策定する「各部の運営方針と目標」は、行政サービスの責任を果たす市役所の代表であるとともに市民の信託を受けた「市民の代表」である市長が、「部の責任者」である部長と交わす「契約」として位置付け、市民の皆様公表しているものです。

2 事業評価の取り組みについて

事業評価は、各部が「各部の運営方針と目標」において掲げる概ね10の主要事業について「進捗状況の管理」や「成果の客観的な評価」を行うことで、効果的・効率的な市政運営を図るとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、平成14年度から導入し、平成30年度で17年目の取り組みとなります。評価は、個別事業評価表を用いて、中間評価（9月）、事後評価（3月）の2段階に分けて実施しています。

また、より客観的な評価を実現するため事業評価審査会※を設置し、総合的な観点から中間評価、事後評価を行うこととしています。

※企画部長、総務部長、企画部調整担当部長、総務部調整担当部長、企画経営課長、財政課長で構成

(1) 平成30年度の事業評価対象事業（92事業、93件）

所管部	事業数	個別事業評価表件数
企画部	12事業	12件
総務部	10事業	10件
市民部	6事業	6件
生活環境部	10事業	10件
スポーツと文化部	10事業	10件
健康福祉部	11事業	11件
子ども政策部	10事業	10件
都市整備部	12事業	13件
教育部	11事業	11件
計	92事業	93件

(2) 平成 30 年度の事後評価結果

事業評価審査会では、客観的で正確な評価を進めるため次の評価基準に従い評価をしています。

評価レベルのガイドライン	
「S」	当初計画時に想定していた成果を上回るもの
「1」	概ね計画通りの成果があったもの
「2」	当初計画時に想定していた成果の7割未満だったもの
「3」	取組方針の変更や、事業環境の影響により実施に至らなかったもの等

これらの基準に基づく平成 30 年度の評価結果は以下のとおりです。

所管部	「S」	「1」	「2」	「3」	計
企画部	-	12 件	-	-	12 件
総務部	-	9 件	1 件	-	10 件
市民部	-	6 件	-	-	6 件
生活環境部	-	10 件	-	-	10 件
スポーツと文化部	-	10 件	-	-	10 件
健康福祉部	-	9 件	2 件	-	11 件
子ども政策部	1 件	9 件	-	-	10 件
都市整備部	-	11 件	2 件	-	13 件
教育部	-	11 件	-	-	11 件
計	1 件	87 件	5 件	0 件	93 件
割合 (%)	1.1	93.5	5.4	0	100

第 2 節（次頁）では、個別事業（各部の運営方針と目標）の達成状況を掲載しています。

また、別冊（三鷹市自治体経営白書 2019 資料編）においては、事業のスケジュールや、活動指標等の詳細を掲載しています。

第2節 「各部の運営方針と目標」の達成状況について 平成30年度

I 「企画部の運営方針と目標」の達成状況

企画部長兼企画部都市再生担当部長 土屋 宏
企画部調整担当部長兼行財政改革担当部長 秋山 慎一

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

- ◇計画行政を着実に推進するとともに、市民のニーズや社会の変化に対応した新たな重要課題等に的確に対応するため、総合調整を図りながら、市民満足度の高い「民学産公の協働のまちづくり」を積極的に進めます。
- ◇行政サービスの質の向上と事務事業の効率化を図る行財政改革の推進等によって、財政の健全性を維持しながら持続可能な自治体経営を進めます。
- ◇市政情報を積極的に提供し、信頼性の高い開かれた自治体を実現します。
- ◇地域情報化の推進に取り組み、市内 ICT 環境の適切なマネジメントを確立するとともに、更なる情報セキュリティの強化を図ります。
- ◇公共施設の整備・再配置に関する基本的な方針の調整等を行い、都市再生の総合的な推進を図ります。

(2) 各課の役割

企画部は、企画経営課、財政課、秘書広報課、情報推進課及び都市再生推進本部事務局の5課で構成され、基本構想・基本計画等に掲げる理念を実現するスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政（予算・決算）、③行政評価、④行財政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨都市再生、⑩総合調整を推進する役割を担っています。また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

企画部職員 46人

職員比率（正規職員）企画部 46人／市職員 986人 職員比率約 4.7%

(2) 予算規模

平成30年度企画部予算額

一般会計 9,604,495,000円

そのうち特別会計への繰出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,512,656,000円

3 部の実施方針

◇「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」等の着実な推進

「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」に基づく計画中期の最終年度として、目標の達成に向け、「最重点プロジェクト」である「都市再生」「コミュニティ創生」をはじめとした諸施策の総合調整を図り、高環境・高福祉のまちづくりを推進します。

また、「三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生の取り組み、「三鷹市の教育に関する大綱」に基づく施策の推進に向けた「総合教育会議」での市長と教育委員会との協議・調整、「男女平等参画のための三鷹市行動計画2022(第1次改定)」に基づく男女平等参画社会の実現に向けた取り組み、「地域情報化プラン2022(第1次改定)」に基づくICTの利活用等を積極的に推進します。

◇持続可能な自治体経営を支えるための行財政改革の推進

「新・行財政改革アクションプラン2022」に基づき、行政サービスの質と市民満足度の向上を図るとともに、施策の重点化とスリム化を推進します。

「事務事業総点検運動」、「公共施設総点検運動」、「対話による創造的事業改善」の実践を踏まえるとともに、更なる民間活力の活用や将来的な技術革新の進捗状況等も視野に入れ、最少の経費で最大の効果をあげるためのさらなる創意工夫等に努め、健全な財政運営による持続可能な自治体経営を推進します。

◇市庁舎等の建替えをはじめとした都市再生の推進

第4次基本計画の最重点プロジェクトである「都市再生」の取り組みとして、公共施設の効率的な整備、運営及び計画的な再配置などに取り組み、既存社会資本の有効活用と環境との調和を図りながら、ハード、ソフト両面における「都市の質的向上」による命と暮らしを守るまちづくりを推進します。

本年度は、老朽化の進む市庁舎等の建替えに向け、基本的な理念や方針、配置プラン案を内容とする基本構想を策定するとともに基本構想の内容をより具体化する基本計画の策定に着手します。

◇自治基本条例の定着と参加と協働のまちづくりの推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度など、同条例に基づく自治の仕組みの円滑な運用を図ります。また、市政情報のオープンデータ化をはじめ、積極的な情報提供に努めて市政への信頼を高めるとともに、地域の人財、情報、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用し、三鷹市政で培われてきた民学産公の参加と協働のまちづくりを総合的に展開します。

◇地方分権の推進と自治基盤の強化

自治基本条例で掲げた「適切な政府間関係の確立」を図るために、地方交付税不交付団体である基礎自治体の立場から国等に積極的に問題提起を行います。また、政策立案と統計等データの整備が有機的に連動するサイクルを構築し、地域の課題把握、各事業の効果測定及び評価の各段階において統計等データを活用していくとともに、新地方公会計制度におけるストックとフローに関する情報の利活用を検討するなど、自治基盤の強化に取り組みます。

◇情報セキュリティの更なる強化

情報セキュリティについては、インターネットのリスクに対する更なる強化を図るとともに、引き続き情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の適切な運用に努めます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」の目標達成とEBPMを基礎とした第2次改定の準備	企画経営課 秘書広報課
-----	---	----------------

【当初計画】

平成30年度は「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」の計画中期（平成27～30年度）の最終年度となることから、目標の達成に向け、経営本部体制のもと、庁内横断的な連携と総合調整、関連する個別計画との検証を行いながら、事業を着実に推進していきます。令和元(2019)年度に予定している第2次改定に向けては、三鷹まちづくり総合研究所において将来課題の調査・研究を進めるとともに、政策立案に係る職員力向上の取り組みとして「データ活用による政策形成に向けた研修」を実施し、EBPM（Evidence Based Policy Making：根拠に基づく政策立案）の考え方の定着を図ります。また、市民ニーズを的確に把握するため「市民満足度・意向調査」を実施するとともに、市民参加型の検討を進めるための基礎資料として、「三鷹を考える論点データ集」及び「三鷹を考える基礎用語事典」の作成に取り組みます。

【目標指標】

- ・「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」の中期目標（まちづくり指標）達成率60%以上
- ・データ活用による政策形成に向けた研修参加者の理解度80%以上
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる3つの基本目標の達成

【達成状況】

計画中期のまちづくり指標については、約半数を達成することができました（達成率52.9%）。中期の達成状況等を踏まえ、第2次改定の中で新たな目標値を設定していきます。また、総合戦略に掲げる3つの基本目標は、いずれも未達成でしたが、基準としている平成26年度と比較し、2つの項目で改善が図られたことから、総合戦略における取組について、一定の成果があったものと考えます。

「三鷹を考える論点データ集2018」を活用した市民意見収集の取組では、計408人から358件の意見を収集しました。令和元(2019)年度は、収集した市民意見とともに、市民満足度・意向調査の結果等も踏まえながら、第2次改定作業に取り組みます。

「三鷹を考える基礎用語事典2018」は、市政全般に関する情報を網羅的に掲載し、市民の情報収集ツールとして電子書籍版で発行しました。

データ活用研修会については、19人(95%)の参加者から研修内容の理解について肯定的な回答が得られました。今後、次年度の基本計画の改定を踏まえ、継続的な取組として実施します。

(2)	持続可能な自治体経営を支えるための行財政改革の推進	企画経営課 財政課
-----	---------------------------	--------------

【当初計画】

構造的な財政基盤の厳しさに直面するとともに、将来の技術革新やライフ・ワーク・バランス社会の実現など、自治体経営を取り巻く環境の大きな変化が想定される中、持続可能なまちづくりの推進と市民サービスの質の向上を図るためには、これからの行財政改革の方向性を幅広い視野で考えていくことが必須です。

こうした観点に立ち、平成 30 年度は、事業の特性に応じた事務事業の棚卸しを行い、EBPM の考え方に基づき客観性をもって事業を評価・検証しつつ、課題や取り組みの方向性を整理していくとともに、行政の役割分担の見直しや効果的なサービス提供の在り方について検討を進めます。また、「新・行財政改革アクションプラン 2022」計画中期（平成 27～30 年度）の目標達成に向けた庁内調整を積極的に推進するほか、業務改善に向けた所管部署の取り組みや職員提案の実効性を更に高めるため、「対話による創造的事業改善」の改善に取り組みます。

【目標指標】

- ・「新・行財政改革アクションプラン 2022」中期目標の達成率 95%以上
- ・全事務事業の評価・検証と今後の行財政改革の方向性の検討
- ・セルフチェックシートの改善と 10 件以上の職員提案の事業化

【達成状況】

新・行財政改革アクションプラン 2022 の中期達成率は 96.1%となり、目標を達成しました。また、職員提案制度では、28 名からのべ 45 件の提案が寄せられ、7 件が事業化に至りました。全事務事業の実施根拠や財源構成等の基礎情報を整理する「事務事業の棚卸し」を実施し、統計データ等客観的な根拠に基づく政策形成（EBPM）の考え方に基づく「新・三鷹市行財政改革アクションプラン 2022」の改定に向けた取り組みを進めました。新・行財政改革アクションプラン 2022 の中期目標は達成しましたが、セルフチェックシートの改善については、引き続き検討を進める必要があります。職員提案については、応募要件の緩和等により多くの提案が寄せられる環境が整ってきたため、今後は提案の事業化を促進するための工夫を検討する必要があります。

(3)	「市庁舎・議場棟等建替え基本構想」の策定をはじめとした市民センター再整備の推進	都市再生推進本部事務局
-----	---	-------------

【当初計画】

市庁舎・議場棟等の建替えについて、「三鷹市庁舎等整備基本構想策定に向けた基本的な考え方」（平成 29 年 8 月）を踏まえ、市庁舎・議場棟等整備に向けた基本的な理念や方針、配置プラン案を内容とする基本構想を策定します。策定に当たっては、平成 29 年度に実施した市民意向調査やまちづくりディスカッションの結果を踏まえるとともに、市民及び専門資格を有する市民によるワークショップや職員意見交換会等を開催するなど、多様な意見の反映に努めます。基本構想策定後には、基本構想の内容をより具体化する基本計画の策定に着手します。

また、市民センター、SUBARU総合スポーツセンター、元気創造プラザの利便性向上に向け、市民センター内に立体駐車場の整備工事を行い、その後、駐輪場・和洋弓場の整備工事に着手します。

【目標指標】

- ・基本構想の策定
- ・基本計画策定に着手
- ・立体駐車場整備工事の完了、駐輪場・和洋弓場整備工事の着手

【達成状況】

基本構想策定に向け、市民及び専門資格を有する市民によるワークショップ（4月22日、6月3日）を実施し新庁舎等の配置検討を行うとともに、職員参加の取り組みとして意見交換会やアンケートを行いました。その後、8月に懸案となっていた三鷹郵便局との一体的な整備について日本郵便㈱と連携しながら検討を行うこととしたため、基本構想の策定を令和元年9月、その後、基本計画策定着手へとスケジュール変更しました。11月からは事業に関する展示コーナーを設置し、市民周知に努めるとともに、改めて配置検討を行う市民ワークショップ（3月24日）を実施しました。

立体駐車場整備工事は、1月に工事が完了し供用開始を行い、また、駐輪場・和洋弓場整備工事も予定通り工事に着手しました。

(4)	ライフ・ワーク・バランス社会の実現に向けた「三鷹版 働き方改革応援プロジェクト」の推進	企画経営課
-----	---	-------

【当初計画】

「平成29年度働き方改革支援者派遣モデル事業」の実績等を踏まえ、働き方改革支援者派遣のモデル事業を拡充して実施します。モデル企業それぞれの実情を踏まえた取り組みを推進し、従業員へのアンケート調査などによりその成果を検証します。PR動画の作成、事例発表会の開催、ライフ・ワーク・バランスの推進に特に優れた成果のあった企業の表彰など、その成果の市内企業等への周知・定着を図ります。

また、経営者向けの出張説明や無料相談会などにも取り組み、企業・事業所がライフ・ワーク・バランスの実現に向けた取り組みを、自主的に推進していく仕組みづくりを視野に入れて事業を推進します。

さらに、働き方改革応援セミナーの実施や啓発を通して市民のライフ・ワーク・バランス意識を醸成し、自分らしい生き方や様々な働き方を選択できる社会の実現を目指します。

【目標指標】

- ・市内モデル企業等への働き方改革支援者の派遣：20社
- ・「三鷹版 働き方改革応援セミナー」：参加者目標延べ100人
- ・企業表彰等の実施及びPR動画の作成
- ・経営者向け出張説明、無料相談会の開催（計8回実施）

【達成状況】

平成 30 年度はモデル企業を 16 社に拡大（前年度 9 社）し、支援者による働き方改革の支援を行いました。2 月には「ライフ・ワーク・バランス応援フェスタ」を開催し、モデル企業の取組事例の発表だけでなく、無料相談会やセミナーを実施しました。同フェスタには延べ約 500 人の方々にご参加いただき、その様子や事業の P R 動画を市ホームページや YouTube に掲載したこととあわせて、広く市民に向けてライフ・ワーク・バランスの取組への機運醸成を図ることができました。本事業は、地方創生推進交付金を活用して実施してきましたが、計画期間が平成 30 年度末で終了することから、今後は社会保険労務士会が実施する働き方改革応援事業に参加する市内企業等に対する補助制度の創設をはじめとする、自ら働き方改革に取り組む市内企業等に対する支援事業を実施していきます。

(5)	情報セキュリティ対策の更なる向上と ICT 環境の整備	情報推進課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

情報セキュリティ対策については、インターネットのリスクに対する更なる強化を図ります。さらに、職員研修等により、職員の情報セキュリティ意識を高めるとともにサイバー攻撃等に対する対応力の向上を図り、情報セキュリティシステムの適切な運用を行います。

また、情報基盤システム(職員が使用するパソコン等を稼働させるためのシステム群)については、業務の効率性向上を図りながら情報セキュリティの確保に努め円滑な更改を行います。

Wi-Fi 環境の整備に向けた取り組みについては、公共サービス等の推進を図るため、地域 BWA（広帯域移動無線アクセス）を活用した実証事業を関係団体と連携して実施します。引き続き、災害時における利活用等を踏まえ、より利便性の高い Wi-Fi 環境の提供に向けた検討を進めます。

【目標指標】

- ・サイバー攻撃等に係る障害発生件数 0 件
- ・情報セキュリティ職員研修及び e ラーニング参加者数 300 人以上
- ・パソコン等を含めた情報基盤システムの更改

【達成状況】

三鷹市地域情報化推進協議会を 3 回開催し、本年度の取り組み内容や今後の方向性等について検討を進めました。情報セキュリティについては、職員研修や e-learning の実施により研修内容の充実を図るとともに情報セキュリティニュース（計 6 号）を発行し、職員の意識向上に努めました。その結果、職員研修及び e-learning の参加者は、目標である合計 300 人を達成しました。12 月には、11 課で ISO27001（ISMS）の更新審査を受け認証を継続し、2 月～3 月には、職員に向けた情報セキュリティ理解度アンケートを実施し、情報セキュリティ 8 箇条の理解度は、98.7%となりました。人

的セキュリティ対策及び技術的セキュリティ対策の向上に努めた結果、サイバー攻撃等に係る障害発生件数0件を達成しました。また、職員の業務効率性向上を図るため、職員が利用するパソコンを含めた情報基盤システムの更改を行うとともに、情報セキュリティの向上や紙使用量の削減、運用コストの削減等を目的として複合機の更改を行いました。地域 BWA については、事業者の基地局設置工事の状況等を踏まえ実証事業の検討を進めました。

(6)	「新しさ」と「使いやすさ」を目指す市ホームページのリニューアル	秘書広報課
-----	---------------------------------	-------

【当初計画】

平成 31 年 3 月に前回リニューアルから 10 年を迎える市ホームページについて、ウェブアクセシビリティの品質とこれまでの改修による機能追加等の成果を継承しつつ、利用者の誰もが「新しさ」と「使いやすさ」を実感できるようリニューアルを行います。

パソコン版、スマートフォン版のデザインを一新し、サイト内検索機能を強化するほか、Twitter と Facebook への情報拡散が可能なソーシャルボタンを全ページに追加し、リニューアル後はホームページ更新情報や無料動画共有サイト YouTube への配信情報等を市公式 Twitter で随時配信します。

【目標指標】

- ・パソコン版、スマートフォン版ホームページのデザイン一新
- ・高度な検索が可能な新たなサイト内検索ソフトの導入
- ・Twitter の運用方針改訂
- ・リニューアル公開
- ・リニューアル公開後のアクセス件数向上（前年同期比）

【達成状況】

すべての作業をおおむね当初のスケジュールどおりに進め、予定どおり 12 月中旬にリニューアル公開することができました。公開後も不具合等のトラブルはなく、利用者からの評判も良好です。今回のリニューアルではシステムの入替は行わず、デザイン改修と機能追加に特化したことから、システムの安定的な運用を継続しながら安価で効果的な改修が実現できました。新たに導入したサイト内検索システムでは、検索対象の絞り込みや並べ替え、検索ワードランキングの表示などを可能とし、利用者の利便性向上を図りました。平成 31 年 1 月のトップページアクセス件数は 155,373 件で、前年同月比 96,528 件（164%）の増となりました。

Twitter の運用方針改訂後は「広報みたか」や市ホームページの更新内容のうち、特に市民の関心が高い情報を発信するとともに、警視庁が発表する防犯情報についても適宜発信するなど、Twitter の特性を生かした迅速な情報提供に努めています。

(7)	市政への共感と信頼に基づく「まちづくり応援寄付」の推進	企画経営課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

ふるさと納税制度による市民税の大幅な減収が続いていることから、三鷹市ならではの寄付文化の醸成を図るため、引き続き、平成 29 年 11 月にリニューアルした三鷹市ホームページの「ふるさと納税特設サイト」や広報みたかななどで積極的に三鷹市の取り組みを PR します。また、三鷹の魅力为全国に発信する事業においてクラウドファンディングを活用するなど、三鷹市の事業に共感していただける方などから広く寄付を募ります。

【目標指標】

- ・ふるさと納税による寄付の受入件数 150 件以上
- ・クラウドファンディングの実施 2 事業以上

【達成状況】

ふるさと納税による寄付については、61 件（10,838,997 円）の受入実績となりました。クラウドファンディングについては、平成 29 年度の実績を踏まえた上で、全国的に賛同を得られる事業として、三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業に係るクラウドファンディングを実施しました。目標金額達成には至りませんでした。事業に賛同いただいた方々から 19 万 5 千円（12 件）の寄付をいただきました。

また、8 月の平和強調月間を含む 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 ヶ月間で「平和事業特別 PR 期間」を実施し、11 万 5 千円（6 件）の寄付をいただきました。

今後は、国によるふるさと納税制度の見直しの動向を注視しながら、効果的かつ多くの方々が積極的に参加いただける寄付について、検討を進めていきます。

(8)	三鷹ネットワーク大学推進機構の「教育・学習」「研究・開発」「窓口・ネットワーク」機能の充実に向けた協働の推進	企画経営課
-----	--	-------

【当初計画】

「民学産公」の協働による三鷹ネットワーク大学推進機構の 3 つの機能の更なる充実・強化を図ります。平成 30 年度は、第 4 次三鷹市基本計画の第 2 次改定及び次期基本計画の策定に向け、「人間のあすへのまち」に向けた「高環境・高福祉」のまちづくりについて、中長期的な時間軸で時代の潮流を敏感に捉えながら、望ましい方向性の研究を行います。研究に当たっては、まちづくり総合研究所のシンクタンク機能を十分発揮しながら、協働で取り組みを進めます。

また、国立天文台との連携による「三鷹の森 科学文化祭」が 10 周年を迎えることから、更なる魅力の向上を図ります。

【目標指標】

- ・「民学産公」協働研究事業の採択件数 10 件程度
- ・講座の充実による、新規受講登録者数 900 人及び受講満足度 90%以上

【達成状況】

講座等については、講座数 230 件、講座申込者数延べ 11,900 人で、新規受講登録者数は 874 人、受講者満足度は 88.2%と昨年度と比べると 1.5 ポイントの増となりました。また、「民学産公」協働研究事業については、5 事業の実証実験を実施するなど、民学産公による知的資源を活用した新技術、新システム、新しい製品の開発による、地域に根差した産業の支援や創出に取り組みました。みたか太陽系ウォークについては、節目となる第 10 回の開催を記念して特別賞の設置や特別イベントを実施したほか、約 30 人の「太陽系サポーター」によりイベントの運営支援を行うなど、コミュニケーション機会の提供や満足度の向上に向けて取り組みました。このほか、「2025 年問題」に関するこれまでの取組を踏まえつつ、超高齢社会に向けた三鷹市の地域力の向上に資する研究を進めるとともに、『人生 100 年時代の地域ケアシステムー三鷹市の地域ケア実践の検証を通してー』の令和元(2019)年の出版に向けた取り組みを進めました。

(9)	基礎自治体としての平和、男女平等参画、国際化施策の推進	企画経営課 秘書広報課
-----	-----------------------------	----------------

【当初計画】

戦争体験者の高齢化等に鑑み、戦争体験談のアーカイブ化をより推進し、みたかデジタル平和資料館のコンテンツを充実します。8 月には引き続き、関連団体との協働により平和強調月間における平和のつどいを開催し、例年 1 週間程度としていた展示を 1 ヶ月に拡充します。また、新たな寄贈品を中心とした「みたか平和資料コーナー」の設置、各種展示、講座等を実施するなど、基礎自治体として市民の平和意識の醸成に努めます。

三鷹市男女平等参画条例の基本理念の 1 つである「人権の尊重」の視点から、男女平等参画講座、啓発誌「Shall we?」の発行、ドメスティック・バイオレンスの防止や、多様な性への理解と差別の防止に係る取り組みを推進します。

国際化については、みたか国際化円卓会議の議論を踏まえ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後も見据えて、外国語版生活ガイドの更新、国際交流、観光分野の自治体広域連携事業の取り組みにより、情報発信、外国人観光などの課題に三鷹国際交流協会、みたか都市観光協会等と連携して取り組みます。

【目標指標】

- ・戦争体験談 10 件以上の収録と公開
- ・男女平等参画講座等：参加者目標延べ 200 人以上
- ・外国語版生活ガイドの更新

【達成状況】

平和、男女平等参画、国際化施策の全ての事業について、目標を達成することができました。平和事業では、8 月の平和展の拡充（1 週間程度から 1 か月へ）、3 月の東京空襲資料展では、前後期での展示物の入替など工夫して実施しました。戦争体験談は、10 件（12 人）の収録と 8 件（10 人）の公開を行いました。男女平等参画事業は、より効果的に実施するため、中規模講座（男女平等参画のためのみたか市民フォーラム）1 回、小規模講座（男女平等参画講座）2 回を中規模講座 2 回の開催に見直し、

3事業の参加者100人（平成29年度実績）が2事業で173人に増加するなど、男女平等参画事業全体で延べ598人に参加していただきました。また、男女平等参画啓発誌「Shall we? 68号」では、初めて多様な性のあり方をテーマに、市長とLGBT当事者による座談会の特集を掲載しました。外国語版生活ガイドは、平成30年1月に開催したみたか国際化円卓会議でのご意見等を反映し、予定どおり改訂、発行しました。

(10)	住民情報システムの共同利用（自治体クラウド）の推進	情報推進課
------	---------------------------	-------

【当初計画】

令和3（2021）年度に予定している住民情報システム（住民記録、税、保険、福祉等の市民窓口で使用するシステム）の更改にあたり、更なる住民サービスの向上や運用コストの削減等を図るため、3市（三鷹市、立川市、日野市）による共同事業として、自治体クラウド（システムの共同調達・共同利用）導入に向けた取り組みを進めます。自治体クラウドの取り組みを進めるに当たっては、①住民サービスの向上、②システム運用経費の削減、③業務の標準化・効率化、④情報セキュリティ及び災害時における事業継続性の向上等の諸課題を解決することを目的として、3市による検討を行うとともに、必要な準備・対応を行います。

【目標指標】

- ・基本計画の策定
- ・業務標準化・効率化に向けた業務要件の整理及び業務フロー等の作成
- ・各業務システムにおける要件定義書案の作成

【達成状況】

平成30年度は、①業務標準化・共通化に向けた検討、②RFI（情報提供依頼）の実施、③基本計画書案の策定、④帳票要件の整理等の住民情報システム共同利用（自治体クラウド）に向けた具体的な作業を行いました。住民記録や各税等を始めとした各業務の主管課を中心とした検討を行うため、6月に職員向け全体会議（キックオフ）を実施したうえで、共同化の対象となる65業務について、14のワーキンググループと43のサブワーキンググループを作成し、7月から9月にかけて延べ172回の打合せを実施しました。3市の運用の差異を比較し、業務要件の整理及び業務フロー等の作成や要件定義書（帳票要件書）の作成に着手するとともに、調達の指針となる基本計画書案を策定しました。また、平成31年1月には、3市による合意形成を円滑に進めるために、共同の組織である「東京都多摩地域三市住民情報システム共同利用運営協議会」を設立するなど、令和元（2019）年度の業者選定に向けた準備及び体制の整備を図りました。

(11)	「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨の普及と定着	財政課
------	---------------------------------	-----

【当初計画】

「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨の普及と定着を図るため、「よりそい・さいけん運動」として、市民の財産である「さいけん（債権）」管理のあり方を点検・検証するとともに、納付相談等を通して市民に「よりそい（寄り添い）」、生活の「さいけん（再建）」につなげていきます。納付勧奨等を通して、納付を失念している債務者の気づきを促すとともに、納付相談により債務者の置かれている状況を十分に把握し、専門の窓口へつなげるなど、きめ細かな対応を図っていきます。また、納付勧奨から分納誓約や債権放棄等に至るまでの各債権のライフサイクルの更なる適正化を図ります。

【目標指標】

- ・福祉部門との連携による債権管理の推進
- ・収入未済額の抑制

【達成状況】

「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨の普及と定着を図るため「よりそい・さいけん運動」連絡会を設置し、連絡会議を2回開催したほか、担当者説明会を2回開催し、条例の趣旨や「よりそい・さいけん運動」の進め方等について全庁的な周知を図りました。また、出納整理期間である4・5月に現年度分、10月～3月に原則2回、滞納繰越分の収入未済額に係る取り組みを集中的に実施するなど、納付勧奨等を通して、納付を失念している債務者の気づきを促すとともに、納付相談により債務者の置かれている状況を十分に把握し、専門の窓口へ繋げました。さらに、納付勧奨から債権放棄等に至るまでの検証を行い、条例に基づき「私債権」の放棄を行いました。

(12)	オープンデータの積極的な提供とビッグデータの効果的な活用	企画経営課 秘書広報課 情報推進課
------	------------------------------	-------------------------

【当初計画】

平成29年度に策定した「三鷹市オープンデータの推進に関する取組方針」に基づき、市が保有する行政情報のオープンデータ化を推進します。市民、事業者等のニーズに即して公開するデータの種類を拡大するとともに利活用しやすい形式によるデータの提供など、オープンデータカタログページの充実を図ります。また、職員向けの研修会を行い、オープンデータの推進に関する全庁的な理解や意識啓発を図ります。

なお、行政機関や民間企業が保有する多種多様で膨大なデータである「ビッグデータ」については、利活用における技術動向や先進事例の把握に努めるとともに、国が提供する地域経済分析システム（RESAS：リーサス）、政府統計の総合窓口（e-Stat：イースタット）、地図で見る統計（jSTAT MAP：ジェイスタットマップ）等を用いて地域分析や政

策提案の検討を行います。

【目標指標】

- ・オープンデータカタログページの新規公開データ 10 件以上
- ・ビッグデータの利活用に向けた検討

【達成状況】

平成 29 年度に策定した「三鷹市オープンデータの推進に関する取組方針」に基づき、オープンデータの優先公開データを選定し、年齢別人口や予算・決算情報など新たに 15 件のデータをオープンデータとして公開しました。次年度以降も、利用ニーズの高いデータの掲載やデータレイアウト等の見直しなど、オープンデータの拡充を行うとともに、庁内への浸透を図るため職員説明会を継続して実施します。

ビッグデータについては、国の動向及び先進事例等の把握に努めながら、庁内横断的なデータ分析手法について検討を行いました。

Ⅱ 「総務部の運営方針と目標」の達成状況

総務部長	伊藤 幸寛
総務部調整担当部長	一條 義治
総務部危機管理担当部長	大倉 誠

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇市民のニーズや市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するために必要な政策法務能力を育成・向上し、自治立法権と自治解釈権を活用した積極的な法務行政の推進に取り組みます。

◇市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。

◇市庁舎など市民センター内の施設・設備について適切な管理を行うとともに、適正な契約事務の執行に取り組みます。

◇災害等から市民の生命と財産を守るため、防災施設を整備するとともに、地域や関係機関等との連携・協力体制を強化し、災害等に強いまちづくりを推進します。

◇市民の安全と安心を確保するため、防犯設備の整備等を支援するとともに、市民・事業者・関係機関等と協働で、安全安心のまちづくりを推進します。

◇良好な地域環境を計画的に整備するため、公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

◇透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

(2) 各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、契約管理課、防災課、安全安心課、土地対策課、相談・情報課の7課で構成され、効率的で開かれた自治体・21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則等の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④庁舎管理、⑤契約事務、⑥災害時等の危機管理、⑦安全安心のまちづくり、⑧公共用地取得、⑨市民相談、⑩情報公開・個人情報保護、など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

総務部職員 57人

職員比率（正規職員）総務部 57人／市職員 986人 職員比率約 5.8%

(2) 予算規模

平成 30 年度総務部予算額

一般会計 13,714,592,000 円（人件費 9,502,964,000 円を含む。）

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,211,628,000 円

3 部の実施方針

◇自助と共助と公助の強化による防災力の向上

災害発生時の被害を最小限に食い止めるため、防災訓練や防災出前講座の実施、災害時在宅生活支援施設の拡充、総合防災センターを核とした危機管理体制の強化等に取り組み、市民の自助、地域の共助と市の災害対策本部体制の強化を図ります。

◇安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進めるとともに、安全安心パトロール車によるパトロールの強化など、総合的な安全安心体制の充実を図ります。また、「特殊詐欺」をはじめとした犯罪被害防止に向けた対策を三鷹警察署及び三鷹防犯協会との協働により推進します。

◇ライフ・ワーク・バランスの推進と職員力の向上及び職員定数等の適切な管理

ライフ・ワーク・バランスの推進を図るため、三鷹市職員の働き方改革推進基本方針（仮称）の策定に取り組むとともに、各部・課の主体的な業務改善と全庁的な制度の整備等を進め、時間外勤務の縮減等に取り組めます。また、ストレスチェック結果の活用や働きやすい職場環境づくり、特定事業主行動計画の推進などにより、職員の総合的な健康管理に努めます。

優秀な人財の確保と効果的な人財育成等に取り組む、職員力、組織力の維持向上を図るとともに、事務事業の見直し、業務の委託化、再任用化等を進め、継続的に職員定数の適切な管理を行います。また、令和 2（2020）年 4 月からの「会計年度任用職員制度」の導入に向けて、計画的に準備を進めます。

◇入札制度等の見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しを行います。

◇政策法務及び争訟法務の的確な推進と行政不服審査制度の確実な運用

全庁的な「行政処分の総点検」を行うなど政策法務を推進するとともに、争訟等の未然防止と提起された事案の適切かつ確実な対応を図ります。また、行政不服審査制度について、審理員による審理手続と行政不服審査会の円滑な運営を図り、制度の確実な運用を推進します。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	総合防災センターを核とした危機管理体制の強化	防災課
-----	------------------------	-----

【当初計画】

災害発生時に災害対策活動の核となる元気創造プラザについて、平常時から災害時への迅速かつ適切な機能転換を図るためのマニュアルを確定するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機の更新や市立小中学校避難所に特設公衆電話回線を整備し、危機管理体制の強化を図ります。また、情報収集・集約の中心となる災害情報システムの操作研修や危機管理力向上研修等を実施し、職員の災害対応力の向上に取り組みます。

【目標指標】

- ・災害時機能転換マニュアルの確定
- ・通信機器の更新・整備による情報伝達手段の強化
- ・研修の実施等による職員の災害対応力の強化

【達成状況】

元気創造プラザが災害対策本部拠点として迅速に対応できるように、平成30年2月に実施した防災関係機関連携訓練を踏まえて、災害時機能転換マニュアルを確定しました。令和元(2019)年度の防災関係機関連携訓練で、改めて今回策定したマニュアルの検証を行います。また、災害に対応する職員の災害対応力の強化を目的として、職員危機管理力向上研修を9回、災害情報システム操作研修を4回実施するとともに、研修内容を踏まえた職員防災ハンドブックを作成しました。職員防災ハンドブックの周知を図りながら、研修や訓練を通じて、職員の災害対応力の向上を図っていきます。

情報伝達手段の強化として、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機を更新したほか、避難所となる小中学校に災害時には一般回線よりも優先接続できる特設公衆電話回線の整備を進めました。

(2)	市民の自助と地域の共助の強化等による防災力の向上	防災課
-----	--------------------------	-----

【当初計画】

市民のニーズに応じた防災出前講座を積極的に開催するとともに、自主防災組織と連携して町会・自治会等の住民による防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化と地域防災リーダーの育成を図ります。また、災害時在宅生活支援施設の拡充と機能強化を図り、市民の自助及び地域の共助による防災力の強化に取り組みます。

【目標指標】

- ・市民の防災行動力及び防災意識の向上
- ・町会・自治会等の地域団体を中心とした地域防災力の向上
- ・災害時在宅生活支援施設を核とした在宅生活者への支援体制の充実

【達成状況】	
<p>市民ニーズに応じた防災出前講座及びミニ防災訓練をあわせて年間 74 回実施して、市民の防災意識の向上を図ってきました。実施回数は昨年度（81 回）と比較すると若干減少していますが、出前講座の受講者数では 1,000 人程増えており、目標とする市民の防災行動力及び防災意識の向上についての目標は達成しています。ミニ防災訓練でも自主防災組織と連携しつつ、訓練を実施しており、今後も継続して地域防災力の向上を推進していきます。</p> <p>災害時在宅生活支援施設については、井の頭地区公会堂を拠点とした活動内容について町会と協議を重ねるとともに、活動マニュアルの整備を行いました。また、これまでに整備した在宅生活支援施設では、スタンドパイプセットを配備して、施設の機能強化を図りました。さらに、災害時在宅生活支援施設を拠点としたミニ防災訓練も開催しており、特に堀合地区公会堂では、上連雀の 3 町会が合同で訓練を実施し、参加した地域住民が 200 人を超える盛況ぶりでした。</p>	

(3)	市民センター内駐車場と駐輪場整備の推進	契約管理課
-----	---------------------	-------

【当初計画】

市民センター及び三鷹中央防災公園・元気創造プラザ来場者の利便性の向上を図るため、立体駐車場の整備を完了し平成 30 年 12 月に利用を開始します。また、和洋弓場と一体になった駐輪場の整備工事に着手します。

【目標指標】

- ・立体駐車場の整備を完了し、平成 30 年 12 月に利用を開始
- ・令和元(2019)年 11 月の完成を目指し、駐輪場整備工事に着手

【達成状況】	
<p>立体駐車場整備工事を完了し、平成 31 年 1 月 24 日に立体駐車場の利用を開始しました。</p> <p>駐輪場については、令和元(2019)年 12 月完成を目指して整備工事の契約を締結し、駐輪場整備工事に着手しました。</p>	

(4)	特殊詐欺被害の防止に向けた取組の推進	安全安心課
-----	--------------------	-------

【当初計画】

高齢者の特殊詐欺被害が継続している現状を踏まえ、東京都自動通話録音機設置促進補助金を活用して自動通話録音機を購入し、設置を希望する高齢者に貸与します。貸与に当たっては、広く募集を行うとともに、三鷹警察署、地域包括支援センター等と連携し貸与を行います。また、三鷹警察署及び三鷹防犯協会との協働により、高齢者の集まる場所等へのポスター掲示やパンフレット等の配布を行うなど、特殊詐欺被害の防止に

向けた広報・啓発活動を推進します。

【目標指標】

- ・特殊詐欺被害の抑止

【達成状況】

自動通話録音機 200 台の無償貸与を行い、平成 27 年度からの貸与数は合計 670 台となりました。また、三鷹駅頭をはじめ市民の集まる事業で特殊詐欺被害防止の啓発、注意喚起を行ったほか、高齢者への送付物にチラシを同封し注意喚起を行いました。しかしながら、年々、特殊詐欺の手口は巧妙化しており、特殊詐欺による被害件数及び被害額が前年を上回ったため、引き続き自動通話録音機の無償貸与を進めるとともに、三鷹警察署及び三鷹防犯協会との協働により、様々な事業やイベントを通して、被害に遭いやすい高齢者を中心に啓発、注意喚起を行います。

(5)	防犯カメラの設置等による安全安心のまちづくりの推進	安全安心課
-----	---------------------------	-------

【当初計画】

犯罪抑止と地域の防犯力の向上を図るため、商店会や町会などの団体が連携して行う防犯カメラの設置を支援するとともに、生活安全推進協議会での検討等を踏まえ、市独自の防犯カメラを設置します。また、防犯カメラ設置地区の歩道上に「防犯カメラ設置地域」の啓発用路面シールを貼付し周知を行うことにより、さらなる犯罪抑止効果と地域の防犯力の向上を図ります。

市民協働パトロールの拡充と一層の充実を図るため、様々な機会をとらえ、団体の新規加入や若年層を含めた参加の促進を働きかけるとともに、生活安全推進協議会と協働で安全安心のまちづくりをさらに推進します。

【目標指標】

- ・街頭防犯カメラの設置及び路面シールの貼付による犯罪抑止（市内刑法犯罪認知件数の前年比減）
- ・地域の防犯力向上（安全安心・市民協働パトロールへの参加人数 3,300 人）

【達成状況】

4 団体に計 38 台の街頭防犯カメラ設置費用を補助し、市内の街頭防犯カメラは教育委員会が設置したものを含め計 237 台となった。また、啓発用路面シールを街頭防犯カメラ設置地区の入口の歩道上に貼付するとともに、掲示板等に貼れる啓発用ステッカーを作成し、貼付希望の地区に配布した結果、市内刑法犯罪認知件数が前年より 193 件減となった。街頭防犯カメラの設置拡充に向けて、町会・商店会等を対象に防犯カメラの果たす効果について地域の理解を得るよう、引き続き三鷹警察署と連携して啓発を進める。

また、コミュニティまつりなど様々な機会をとらえ、広報活動を積極的に展開した結果、安全安心・市民協働パトロールへの参加人数は 3,400 人（前年度比 147 人増）となり、地域の防犯力向上につなげることができた。

(6)	職員のライフ・ワーク・バランスの推進（三鷹版働き方改革の推進）	職員課
-----	---------------------------------	-----

【当初計画】

三鷹市職員の働き方改革推進基本方針（仮称）を策定し、各課の主体的な業務改善や全庁的な制度の整備など、同方針に基づく取組を推進します。推進に当たっては、検討チームを改編した「三鷹市職員の働き方改革推進チーム」を設置し、各部・課の取組の情報共有、全庁的な取組の検討と実施に向けた調整、基本方針の達成状況の点検・評価と改善策の検討等を進め、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進など、職員のライフ・ワーク・バランスのさらなる充実を図ります。また、ストレスチェックの実施とその結果を踏まえた適切なフォローを行うなどメンタルヘルス対策を推進します。

【目標指標】

- ・三鷹市職員の働き方改革推進基本方針（仮称）の策定
- ・時間外勤務時間数 1 人当たり年間 130 時間以内
- ・年次有給休暇取得日数 1 人当たり年間 14.5 日以上
- ・ストレスレベルの把握及びメンタルヘルス不調の未然防止と適切な支援

【達成状況】

6月に全庁の時間外勤務の目標や目標達成に向けた取組をまとめた「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」を策定し、部課長職を対象とした働き方改革推進研修や時差勤務の試行等に取り組んだほか、各課の主体的な業務の改善や組織的な応援体制の構築など、同方針に基づく取組を推進チームによる全庁的な調整等を図りながら推進しました。さらに、メンタルヘルス対策では、研修やストレスチェックにより高ストレス者と判定された職員に対する産業医面接等を実施しました。このほか、働き方改革関連法の公布を踏まえ、次年度から実施する時間外勤務の上限規制や過重労働者への産業医面談の対象要件の変更、年次有給休暇5日以上の取得促進等に関する取組の検討や運用の準備、周知などに取り組みました。次年度は、「三鷹市職員の働き方改革推進基本方針」の取組達成の目標年度であることから、推進チームによる取組の検証や好事例の情報共有などを図りながら、全庁を挙げた効果的な取組を推進するとともに、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画（後期計画）を策定します。

(7)	政策法務と争訟法務の的確な推進	政策法務課
-----	-----------------	-------

【当初計画】

全庁的な「行政処分の総点検」の取り組みを進めます。具体的には、政策法務研修において行政処分の総点検に関する研修を行ったうえで、全庁の行政処分の審査基準、標準処理期間、拒否処分における理由付記等の総点検と必要に応じた再設定を行うことにより、全庁的な行政事務の一層の適正化とガバナンスの向上を進めます。

また、的確な争訟法務を推進するため、法律相談等によって争訟等の未然防止を図るとともに、提起された事案については顧問弁護士及び関係各課と緊密に連携し、適切か

つ確実な対応を図ります。

【目標指標】

- ・全庁的な「行政処分の総点検」の取り組みの推進
- ・顧問弁護士及び関係各課と緊密に連携した対応による争訟法務の推進

【達成状況】

行政手続制度をテーマとした政策法務研修では、行政訴訟に精通する弁護士を講師とするとともに、グループワークも交えることで、実務を踏まえた実践的な講義を行うことができました。アンケートでも職員の満足度が89%と高い評価となっていることから、広く行政手続法制に対する職員の知識の底上げが図られました。そして、本研修を行政処分の各所管課による審査基準や理由付記等の点検と見直しへと確実につなげることができ、全庁的な行政処分の総点検の取組として所期の目標を達成することができました。今後は、適法な行政を推進するため、見直された審査基準等について、法改正や制度改正を踏まえながら、各所管課による定期的な点検をいかに促していくかが課題となります。

争訟法務に関しては、顧問弁護士及び関係課と緊密に連携し、適切かつ確実な訴訟対応を図ることができました。今後は、争訟の未然防止とガバナンスの強化として、法律相談の効果的な活用を進めていきます。

(8)	職員力の向上及び職員定数の適切な管理	職員課
-----	--------------------	-----

【当初計画】

職員の意欲・資質・能力を高め、職員力の向上を図るため、引き続き都や近隣自治体等の動向を踏まえながら人事・給与制度の検証と改善を図るとともに、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図ります。また、職員研修について、より一層職員・職場のニーズを捉えた内容としていくため、職場内研修推進員等に意見を聴きながら研修体系等の見直しを行います。

職員定数については、必要な配置を行うとともに業務の委託化等を進め、定数の適切な管理を行います。また、採用については、年齢構成や職種を考慮した試験を実施するとともに、辞退者減少に向けた対策についても検討を行い、優秀な人財の確保に努めます。

【目標指標】

- ・人事・給与制度の検証と改善
- ・研修体系等の見直し
- ・職員の新規採用及び職員の適正配置
- ・職員定数の適切な管理

【達成状況】

都の人事委員会勧告等を踏まえ給与条例の改正を行うとともに、都の休暇制度に準拠し休暇制度の見直しを行うなど、人事・給与制度の検証と改善を図りました。また、職員研修については、職場内研修推進員や研修委員会において職員・職場のニーズを把握しながら検討を行い、研修規則の改正と研修体系の見直しを行いました。さらに、職員定数については、幼児教育・保育の無償化や学校施設の長寿命化など新規・拡充事業に対応した体制強化を図る一方、学校給食調理業務の委託化や外郭団体からの派遣職員の引上げによる見直しなど、引き続き適切な管理を行いました。職員の採用に当たっては、受験者確保に向けて、大学等が開催する就職説明会に参加したほか、合格後の辞退者減少に向けて、市政情報や臨時職員の登録に関する連絡等を行うことで継続して関心を持ってもらうことなどに努めました。

(9)	入札制度等の継続的な見直し	契約管理課
-----	---------------	-------

【当初計画】

入札の透明性、競争性及び公正性の向上を図るとともに、市内事業者の育成や受注機会の確保への配慮、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度等の継続的な見直しに向けて、引き続き調査・研究を行います。

低入札価格調査制度を導入した新たな総合評価方式による一般競争入札を実施するとともに、三鷹市小額契約受注希望者登録制度の更なる活用を推進します。

【目標指標】

- ・総合評価方式による一般競争入札の実施
- ・小額契約受注希望者登録制度の更なる活用の推進

【達成状況】

総合評価方式一般競争入札については、三鷹市低入札価格調査実施要領の制定に伴い、三鷹市総合評価方式実施ガイドラインを一部改正するとともに、市民センター駐輪場・和洋弓場整備工事において、同方式による入札を実施しました。

小額契約受注希望者登録制度については、庁内への通知により一層の活用を促すとともに、平成 29 年度契約実績調査を実施し、集計結果を取りまとめ各課へ報告するなど、引き続き本制度の積極的な活用を呼びかけました。また、小額契約受注希望者の登録者数は、平成 31 年 4 月 1 日現在 42 者となり、前年度比で 4 者増となりました。引き続き市内事業者の受注機会拡大に向けて取組を進めます。

(10)	会計年度任用職員制度の導入に向けた準備	職員課
------	---------------------	-----

【当初計画】

臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として創設された「会計年度任用職員制度」について、令和2(2020)年4月からの制度導入に向けて、計画的に準備を進めます。本年度は、現在任用している臨時・非常勤職員の現状確認作業を改めて実施し、職の整理等を行うとともに、国のマニュアルや東京都、近隣自治体等の状況を踏まえて任用、勤務条件等を検討し、職員団体との協議も行いながら、関係規定の整備に向けた準備を進めます。

【目標指標】

- ・ 移行する職等の整理の完了
- ・ 任用、勤務条件等の検討と関係条例、規則等の制定・改正等の準備

達成状況

令和2(2020)年4月からの制度導入に向けて、「会計年度任用職員」へ移行する職等の整理を行ったほか、国のマニュアルや都、近隣自治体の状況を踏まえて任用・勤務条件の検討や制定・改正する規定等の整理、内容の検討等を行いました。また、制度の概要や導入スケジュールについて、部課長に説明を行い、周知を図りました。次年度は、6月議会への関係議案の上程に向けて、職員団体へ適宜協議を行いつつ、条例・規則を制定するとともに、庁内担当者向けの説明会の開催や嘱託員・臨時職員に対する周知を適切に行いながら、システム修正や職員の募集・試験の実施など、必要な準備を計画的に進めていきます。

Ⅲ 「市民部の運営方針と目標」の達成状況

市民部長 遠藤 威俊
市民部調整担当部長 田中 二郎

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇窓口での手続きや制度変更に関して、市民への分かりやすい説明や行政手続きの電子化に努め、迅速で質の高い市民サービスを提供することにより、市民満足度の向上に努めます。

◇自治体経営の基盤である財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の収入の確保に努めます。

◇国民健康保険財政の健全化に努めます。

(2) 各課の役割

市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①戸籍、住民記録、国民年金等の業務及び市政窓口の運営、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税等の収納業務、④国民健康保険・後期高齢者医療業務を行っています。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

市民部職員 126人

職員比率（正規職員）市民部 126人／市職員 986人 職員比率約 12.8%

(2) 予算規模

平成30年度市民部予算額

一般会計 2,762,677,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 504,534,000円

国民健康保険事業特別会計 17,023,752,000円

後期高齢者医療特別会計 3,987,731,000円

3 部の実施方針

◇市民満足度の高い窓口サービスの質の維持向上に向けた取り組みを推進するとともに、繁忙期の窓口の混雑緩和、待ち時間短縮に取り組みます。また、コンビニ交付の利用拡大を図ります。

◇「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、きめ細かな納税相談の推進と福祉部門との連携を図ります。

- ◇市歳入の根幹である市税等の収入の的確な把握と収納率の一層の向上を図ります。
- ◇国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進を図ります。
- ◇国民健康保険制度の都道府県単位化の着実な運営を進めます。
- ◇マイナンバーカードの交付等の窓口業務が円滑に実施できるように取り組み、カードの普及に努めます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	市民満足度の高い窓口サービスの質の維持向上	全課
-----	-----------------------	----

【当初計画】

各課窓口における日常的なスキルアップの取り組みのほか、窓口対応に関する職場研修を実施し、市民満足度の高い窓口サービスの質の維持向上を図ります。

また、3月、4月の窓口混雑期における混雑緩和対策として、引き続き市民課に臨時窓口を増設するなど、待ち時間短縮に取り組みます。

これらの取り組みの成果として、窓口における市民の満足度を検証するため、市民満足度調査を実施します。

あわせて、市民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、コンビニ交付の利用拡大に向けて、市民への周知に努めます。

【目標指標】

- ・市民満足度 95%以上

【達成状況】

市民部として継続的に取り組んでいる全職員(再任用職員を含む)を対象とした合同接遇研修を11月に実施し、これまでの未受講者、新たに市民部に配置された職員を中心として、67人の職員が参加しました。本研修は、ほぼ全ての市民部職員が隔年で受講しており、各職場での実践に活かしています。

市民満足度調査を例年どおり実施し、満足度は目標値の95%を上回る95.42%という結果となりました。

コンビニ交付の利用拡大に向けて、マイナンバーカード(個人番号カード)の案内とともに広報みたか及び市ホームページに6回記事を掲載し、マイナンバーカードの交付及びコンビニ交付の利用を勧奨しました。さらなる利用拡大に向け、PRに努めていきます。

年度末から年度初めにかけて転入・転出者の増加に伴い、昨年度に引き続き臨時窓口を設置し、市民課窓口での混雑緩和に努めました。また、来庁者の目的に応じて適切な窓口へスムーズに案内するためのコンシェルジュ(案内係)を通年配置することによって、窓口サービスの質の維持向上を図りました。

(2)	きめ細かな納税相談の推進と福祉部門との連携	納税課
-----	-----------------------	-----

【当初計画】

「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、税の公平負担を図るとともに、いままで取り組んできた滞納者の生活再建も視野に入れたきめ細かな納税相談をさらに推進します。また、相談者の一人ひとりの実情に応じた相談を通じて、生活・就労支援窓口への適切な案内を行うこと等により福祉部門との連携をさらに図ります。また、「よりそい・さいけん運動」における全庁一丸となった取り組みに対して、それぞれの債権に応じたマニュアル策定への助言や、研修会の開催等により実務的サポートに努めます。

【目標指標】

- ・納税相談を通じての福祉部門との連携の推進

【達成状況】

「三鷹市の適正な債権管理の推進に関する条例」の趣旨を踏まえ、税の公平負担を図るとともに、親切・丁寧な納税相談を実施しました。また、滞納者一人ひとりの実情に応じ、生活再建を視野に入れたきめの細かい相談を通じて、生活・就労支援窓口へ46件案内する等福祉部門との連携を深めました。また、「よりそい・さいけん運動」における全庁一丸となった取り組みに対して、連絡会（2回）、担当者説明会（2回）の講師を務める等により実務的サポートを実施しました。

(3)	市税等の収入の把握と収納率の向上	市民税課、資産税課、納税課、保険課
-----	------------------	-------------------

【当初計画】

自治体経営の基盤である市財政の健全性を維持するため、歳入の根幹である市税等の収入を的確に把握するとともに、納税推進センターによる早期納付勧奨や遠隔地に居住する滞納者の実態調査など、民間事業者の有効活用を推進し、きめ細かな納税相談と滞納整理の強化に努め、収納率の一層の向上を図ります。

【目標指標】

- ・現年課税分の市税収納率(*)99.3%、保険税収納率93.3%、後期保険料収納率99.4%

(*) 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

【達成状況】

確実な収納事務の遂行の中で、引き続きキャッシュカードによる口座振替登録サービスと後期高齢者医療保険料のコンビニ収納のPRを継続実施し、納税者の利便性の向上と拡充を図りました。また、クレジット収納についての調査研究を行い、導入時期等について引き続き検討を進めていきます。

「納税推進センター」の電話による早期納付勧奨の対象として、特別徴収義務者も加えることで、事業者の納付忘れを防止する対策を一層強化しました。

遠隔地にいる滞納者の現地調査委託の継続実施、不動産の差押強化等の月間目標を設定し、組織的な滞納整理業務の強化を図りました。搜索等のこれまで培ってきた手法を引き続き積極的に活用し、高額・困難事案の早期完結に努めました。以上の取り組み等の結果、市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の現年度分と滞納繰越分を含めた総計収納率は、下記のとおりとなりました。

	平成 29 年度	平成 30 年度	増減
市税収納率（総計分）	98.1%	98.4% (99.3%)	0.3 ポイント
保険税収納率（総計分）	84.2%	86.5% (94.0%)	2.3 ポイント
後期保険料収納率（総計分）	98.9%	99.0% (99.5%)	0.1 ポイント

※（ ）内は現年課税分の収納率

(4)	国民健康保険財政の健全化と医療費適正化の推進	保険課
-----	------------------------	-----

【当初計画】

国民健康保険財政の健全化を図るため、医療費等の適正化を推進し、一般会計からの繰入金削減に努めます。そのため、ジェネリック医薬品利用差額通知、医療費通知等の医療費適正化事業を継続して実施します。適正受診を推進するための広報の充実を図るとともに、国民健康保険制度の周知に努め、国民健康保険被保険者の意識啓発に取り組みます。

【目標指標】

- ・ジェネリック医薬品普及率 65%以上（数量ベース）

【達成状況】

ジェネリック医薬品利用差額通知（年3回）は年間 10,411 通発送しました。ジェネリック医薬品普及率（数量ベース）は、平成 30 年 11 月診療で 64.94%となり、前年度の実績は上回ったものの、目標値の 65%にはわずかに届きませんでした。今後さらなる普及率の向上に向け、差額通知の発送、希望シールの配布を行っていきます。レセプト点検の財政効果額は 951 円となり、一人当たりの財政効果額の過去 3 年間の平均目標値（平成 27 年～29 年度）934 円以上を達成することができました。引き続き効果的な点検方法、目標値について検討します。

医療費通知（年3回）を年間 120,955 通発送するとともに、「国保のてびき」の窓口配布、広報等による周知・啓発は、予定を上回る 30 回実施し、国保制度への理解を推進しました。

(5)	国民健康保険制度の都道府県単位化の着実な運営	保険課
-----	------------------------	-----

【当初計画】

平成 30 年度から実施された国民健康保険制度の財政運営を都道府県単位化とする改革後の国民健康保険事業においては、東京都が策定した国民健康保険運営方針に基づき、資格管理・保険給付などの事務を着実に実施します。

また、東京都が市区町村毎に示す国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率を参考にして、令和元(2019)年度以降の保険税率の検討を行います。

なお、今回の制度改革については、引き続きホームページ、広報、チラシ等により被保険者等への周知に努めます。

【目標指標】

- ・財政運営の都道府県単位化（新制度）施行に伴う円滑な事業運営

【達成状況】

国保都道府県単位化により新たに発生した東京都内の世帯継続情報や高額該当情報等の引継ぎについては、国保集約システムの日次の情報連携により適切に実施しました。窓口対応も含め、大きなトラブルもなく新制度へ円滑に移行することができ、資格管理・保険給付などの事務を着実に実施することができました。

また、国保事業費納付金等の算定に必要な市町村基礎ファイルを 10 月に東京都に提出しました。これを受け、東京都は国保事業費納付金の算定を行い、東京都から提示された三鷹市の「平成 31 年度国保事業費納付金等」を踏まえ、令和元(2019)年度の保険税率を検討した結果、保険税率は据え置くこととし、平成 31 年 1 月 24 日に開催した国民健康保険運営協議会に平成 30 年度の運営状況を検証しながら、引き続き着実な運営に努めていくことを報告しました。

(6)	社会保障・税番号制度の適切な運用と利用促進	市民課
-----	-----------------------	-----

【当初計画】

マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する周知・広報活動を行います。マイナンバーカードの交付等の窓口業務が引き続き円滑に実施できるように取り組み、カードの普及に努めます。また、マイナンバーカード等への旧姓併記の実施について、国等からの情報収集に努め、システム改修・運用変更などへの円滑な対応を行います。

【目標指標】

- ・広報誌などによるマイナンバー制度の周知の実施
- ・マイナンバーカード交付等の窓口業務の円滑な実施とカードの普及
- ・マイナンバーカード等への旧姓併記の実施に関する適正な対応（システム修正・運用変更など）
- ・マイナンバーカード未受取者への受取勧奨及び適切な管理による未受取カードの減

【達成状況】

マイナンバー制度及びマイナンバーカードの周知・広報については、広報みたかや市ホームページに6回掲載するとともに、マイナンバーカードの円滑な交付を図るため月2回の土曜交付窓口の開設を行い、カードの普及に努めました。

マイナンバーカード等への旧姓併記については、令和元(2019)年11月の施行に向け、情報収集及び一部システムの改修を行いました。次年度においてもシステム改修を継続するとともに、制度運用に係る国からの事務処理要領が提示されていないため、引き続き情報収集を図ります。

カード未受取者への勧奨及び適切なカード管理については、未受取者への勧奨状発送から未受取カードの廃棄まで、国の技術的助言に基づく手続きに則り適切に処理を行い、未受取カードの減に努めました。

IV 「生活環境部の運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 大野 憲一
生活環境部調整担当部長 田口 智英

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇安全・安心で快適な生活環境・住環境を守り、地域の特性を活かした活力あるコミュニティの形成や、NPO等市民活動への支援を通じて高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

◇三鷹の商業・工業・農業等の特性にあわせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

◇消費者・勤労者としての市民生活の安全・安心を守り、その質の向上を支援する施策の推進を図ります。

(2) 各課の役割

生活環境部は、コミュニティ創生課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課の4課で構成され、①市民活動の支援、協働の推進、②環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの施策の推進、③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進、④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

生活環境部職員 43人

職員比率（正規職員）生活環境部 43人／市職員 986人 職員比率約 4.4%

(2) 予算規模

平成30年度生活環境部予算額

一般会計 3,480,948,000円

3 部の実施方針

◇協働型まちづくりの推進とコミュニティ創生

コミュニティを基調とした防災・環境・子育て等をはじめとする、市民生活と密接に関わりのある市民活動を支援するため、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進するとともに、地域自治組織への支援についても推進していきます。また、これまでのコミュニティの醸成を基礎として、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化によって生じている地域の多様な課題を新たな共助や協働によって解決をめざすコミュニティ創生の取り組みを

推進していきます。

◇持続可能な都市を実現するための環境施策の推進

環境問題は身近な公害問題から地球温暖化などの地球規模の問題まで複雑で多様化しています。これらの問題を解決するため「三鷹市環境基本計画 2022（第1次改定）」及び「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」を推進していきます。

また、現計画の期間満了に伴い、次期計画となる「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画：2019年度～2030年度）」の策定に取り組みます。

地球温暖化の影響を軽減するため、省エネルギーや新エネルギー（再生可能エネルギー）の利用拡大を進めるとともに、温室効果ガスの排出を抑制したライフスタイルへの転換に向け、市民・団体・事業者との協働により環境啓発事業を推進し、意識改革と行動の喚起につなげ、環境負荷の少ない持続可能な都市の実現をめざします。

市庁舎や公共施設で実施している環境マネジメントシステムについては、環境負荷の低減と環境保全の取り組みを進めるとともに、国際規格である ISO14001(2015年版)の更新審査を受審し、認証を継続します。また、適正に管理を続けてきた公共施設の高濃度 PCB 廃棄物について、平成 30・令和元(2019)年度の2か年で国が定める処理施設へ運搬し、処理を実施します。

公害問題については、公害発生の原因となる各種発生源対策の強化や環境状況の監視測定、指導体制等の整備及び情報提供を進めるとともに、公共施設等での空間放射線量の測定を継続します。

◇ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者及びごみ減量等推進員と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なごみの減量・資源化を推進します。また、近年、世界的に課題となっている食品ロス（フードロス）の削減に向けた「食べきり運動」を進めるとともに、ごみの減量・資源化に向けては、4R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（資源の再利用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（不要なものを断る））の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりを推進します。

環境センターの跡地の利活用については、当面の暫定利活用に向け、敷地の一部に健康づくりやボール遊びなど市民の憩いの場を整備し、安全管理に配慮した市民開放を行います。

ごみ屋敷を解消し、地域の生活環境を保全するため、庁内連携組織により、引き続き解決に向けて取り組んでいきます。

◇産業振興、観光振興と生活者支援の推進

「三鷹市産業振興計画 2022（第1次改定）」に基づき、産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働し、SOHO 事業やものづくり産業を含めた価値創造都市型産業及び商店街の振興を図ります。また、三鷹市観光基本方針に基づき、市民、事業者、みたか都市観光協会等と連携し、フィルムコミッション事業や外国人を含む来訪者の受入れ環境の整備、産業と観光の連携事業などの充実を促進し、

まちの魅力や賑わいの創出を推進します。日本無線株式会社三鷹製作所跡地の活用については、平成 29・30 年度の公募型プロポーザルにより決定した売却先事業者との契約締結と土地の引渡しを行います。

また、都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画の策定については、最近の都市農業を巡る法改正や新たな法律の施行を踏まえ、現行の三鷹市農業振興計画 2022（第 2 次改定）の改定により対応するとともに、農業者、市民、市が協働で農地の保全と利用の推進、魅力ある都市農業の育成、市民とのふれあいの場の提供などの施策を通じて「農のあるまちづくり」の推進を図ります。

昨今の景況は上向きつつあるといわれているものの、足元の景気動向はまだ不安定であること等を考慮し、セーフティーネット保証制度等の認定事務を適正に実施するとともに、雇用確保や女性等の就労支援にも努めます。さらに、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携、協力しながら積極的に推進するとともに、消費者教育の充実を図るため、市内公立小学校の 5 年生や市内大学生向けの出前授業、地域包括支援センター等への出前講座を実施します。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	コミュニティ創生の推進	コミュニティ創生課
-----	-------------	-----------

【当初計画】

住民同士の支え合いによる新たな「共助」と「協働」により、地域の多様な課題を地域で解決していく「コミュニティ創生」の取り組みについて、引き続きプロジェクト・チームを設置して、コミュニティ活動の事例研究やコミュニティ創生を推進する制度の研究等（内容①エリア・スタディ（対象地域：大沢地区）②地域と学生との連携③地域自治組織へのアンケート調査）を継続して実施します。また、コミュニティ創生における関係部署間の連携強化を図り、地域の絆づくりや地域交流の活性化の実現に必要な具体的方策について研究するとともに新たな事業の展開についても検討します。

「がんばる地域応援プロジェクト」を活用して、町会などの地縁型組織と NPO などのテーマ型組織との連携による新たな協働関係の創出や、町会・自治会の未組織地域における地域自治組織の結成を支援するなど新たなコミュニティの創生へとつながる取り組みを一層進めます。

さらに、住民協議会が実施する多世代交流の取り組みを支援するとともに、7つの住民協議会の協力により取り組まれている「住民協議会の在り方検討委員会」とも引き続き連携しながら、協働によるコミュニティ創生に取り組みます。

【目標指標】

- ・「コミュニティ創生検討プロジェクト・チーム」による報告書の作成
- ・「がんばる地域応援プロジェクト実例集」の作成
- ・地域自治組織へのアンケート調査及びヒアリングの実施と調査報告書の作成
- ・各住区のコミュニティ活動の活性化及びコミュニティ・センターの利用者増加

【達成状況】

コミュニティ創生検討プロジェクト・チームにおいて、3つのテーマを設定し、ワーキング・チームによる調査・研究を実施しました。なお、地域自治組織へのアンケート調査及びヒアリング実施については、継続してアンケート回収及びヒアリングを行い次年度において、報告書にとりまとめます。

がんばる地域応援プロジェクトは、今年度も引き続き町会・自治会の未組織地域を含めた地域自治組織を対象とし、12団体の事業を採択しました。また、事例集を作成・配布しました。地域の実情に応じた取組や多世代の参加を促す取組などにより地域に新たな活力をもたらしていることから一層PRに努めていきます。

住民協議会活性化事業については、三鷹市井の頭地区住民協議会が実施する「多世代交流事業」に対し、昨年度に引き続き助成金を交付し、支援しました。コミュニティ・センター利用者数については、前年度比34,763人増の709,132人となりました。

(2)	ものづくり産業等の集積・強化及び都市型産業誘致の推進	生活経済課
-----	----------------------------	-------

【当初計画】

東京都の補助制度を活用し、事業者の市内工業系用途地域等への移転に伴う新工場整備費用や住工混在地区における周辺環境へ配慮した工場の改修等に係る費用への補助を行うほか、「三鷹市都市型産業誘致条例」の周知活動等を強化し、優良企業の誘致を推進します。市が所有する日本無線株式会社三鷹製作所の跡地については、平成29・30年度に公募型プロポーザルを行い、決定した売却先事業者との契約締結と土地の引渡しを行います。

また、「ものづくり産業活性化ネットワーク委員会」の活動やミタカフェ（コワーキングスペース、レンタルデスク等）の運営を支援します。さらには、国の「地方創生推進交付金」を活用し、ファブスペースみたかにおいて、多様な働き方の創出に向けた検討・支援を行うほか、自主的な運営体制の構築に向けて、株式会社まちづくり三鷹と協議します。

【目標指標】

- ・市内ものづくり産業の市内移転を含む操業継続（集積促進事業助成1社、地域共生推進事業助成6社）
- ・都市型産業誘致に基づく優良企業の誘致（指定企業1社）
- ・日本無線株式会社三鷹製作所跡地売却先事業者との契約締結、土地の引渡し
- ・「ものづくり産業活性化ネットワーク委員会」参加者数の増加
- ・SOHOを含む多様な起業者の増加、多様な働き方を支援するファブスペースみたかの利用者増加

【達成状況】

ものづくり企業地域共生推進事業については、計画数には達しませんでした。一層の制度周知を図り市内事業者の操業継続を支援しました。また、都市型産業誘致条例についても平成30年度の新規指定はありませんでしたが、既に指定している3事業者（5件）への支援を行いました。令和元（2019）年度は新たに1事業者への支援を開始するとともに、引き続き優良企業の誘致に取り組みます。

日本無線(株)三鷹製作所跡地C地区については、平成29年度に引き続き2回目のプロポーザルを実施し、全4区画について売却を行いました。

ものづくり産業活性化ネットワーク委員会では、参加者を徐々に増やしながら勉強会や視察会を開催するとともに、多業種が連携してみたか太陽系ウォークの景品を製作・提供しました。令和元（2019）年度も引き続き、ネットワーク構築を支援し、新たな取り組みの創出を図ります。ファブスペースみたか、ミタカフェの利用者は年々緩やかな増加傾向にあり、多様な働き方へのニーズが高まっていることから、引き続き、SOHO事業者等への効果的な支援を行います。

(3)	都市農業の推進及び農地保全の取り組み	生活経済課
-----	--------------------	-------

【当初計画】

最近の都市農業を巡る法改正や新たな法律の施行を踏まえて、三鷹市農業振興計画2022（第2次改定）を都市農業振興基本法に基づく「地方計画」と位置づけ改定します。

また、「農のあるまちづくり」を推進するため、新鮮な農産物の供給をはじめ、緑と空間の創出、災害時等の避難場所確保等の多面的な機能を有する都市農地の保全と利用の推進、並びに、農業用機器等の購入支援及び市内飲食店や学校等での市内産農産物活用による地産地消の推進等の魅力ある都市農業の育成などに取り組みます。さらに、親子で収穫体験等を行う都市農業を育てる市民のつどいなど、市民が農とふれあう交流事業等を開催し、都市農業の役割について理解を深める取り組みを引き続き行います。

【目標指標】

- ・三鷹市農業振興計画2022（第2次改定）の改定
- ・優良農地育成事業補助（14件）の実施
- ・都市農業活性化支援事業（農業用施設等設置補助）6件の実施
- ・農作物獣害防止対策事業（捕獲器具等設置及び処分業務委託）による獣害被害の抑制
- ・都市農業を育てる市民のつどいなどを通じた市民の都市農業への理解促進

【達成状況】

三鷹市農業振興計画2022（第3次改定）により、都市農地の保全・活用に向けた取り組みがよりきめ細かく進められることとしました。農作物獣害防止対策事業では、一定の捕獲の実績を上げましたが、今年度は初年度であることから、準備期間の確保により、事業開始が7月からとなったため、次年度はより早い時期に着手するよう努めます。優良農地育成事業補助事業は19件に補助を実施し、経営力の強化及び農地保

全推進を図ることができました。都市農業活性化支援事業は野菜生産組合員4戸の農業施設の整備を支援し、農産物の生産量・品質の向上及び農業収入の増を図りました。今後は、パイプハウス等補助対象施設に対する課題を整理し、事業の円滑な実施に努めます。都市農業を育てる市民のつどい及び芋煮会など市民と農との触れ合いの場の提供については引き続き実施し、「農のあるまちづくり」を推進します。

(4)	ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした更なる観光振興施策の推進	生活経済課
-----	---	-------

【当初計画】

三鷹市観光基本方針に基づき、NPO法人みたか都市観光協会を中心に、市民、事業者、関係団体などが取り組む観光関連事業を支援します。特に、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、三鷹を訪れる外国人を含む観光客の受入れ環境について、サイン整備や外国人観光客向けの多言語による観光マップの作成支援など、庁内関連部署、観光協会などの関連団体や市民と連携を図りながら推進します。また、井の頭公園検定1級合格者有志で組織する「チームあか井の」をはじめとした観光協会と協働できる市民の活動への支援のほか、設立10周年を迎えるみたか都市観光協会が行う記念事業への支援等を行うとともに、東京都市長会の助成金を活用し、近隣市との市民交流人口の拡大を目指す武蔵野・三鷹・小金井魅力向上プロジェクトに新たに取り組んでいきます。

【目標指標】

- ・「三鷹市観光基本方針」に基づく、市民、関係団体、市などの協働による多様な観光振興事業の推進
- ・多言語による観光マップ（ベーシック英語・中国語、和食ハングル、おもてなし第2弾）の作成（20,000部）
- ・みたか観光案内所訪問者数の拡大 30,000人（年間）

【達成状況】

10周年を迎えたみたか都市観光協会の活動支援、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした多言語化によるマップ作成やICT技術を活用した情報発信への取り組み支援などを通じて、「三鷹市観光基本方針」に基づく民学産公の連携による観光振興を図ることができました。

さらに、近隣市との市民交流人口の拡大を目指す武蔵野・三鷹・小金井魅力向上プロジェクトを4月に立ち上げ、観光に携わる市民のプレ交流会を開催しました。次年度の本格実施に向けて引き続き取り組んでいきます。

多言語による観光マップについては、ベーシックインフォメーションマップ改定（英語、中国語）、和食マップ（ハングル）、おもてなしマップ改定（英語）を各3,000部作成しました。みたか観光案内所訪問者数は、30,996人となりました。

(5)	健康づくりやボール遊びなど市民の憩いの場としての環境センター跡地の利活用の推進	ごみ対策課
-----	---	-------

【当初計画】

施設解体・土壌対策工事の本格整備については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う工事費の高騰などにより多額の事業費が見込まれることなどから、当面見送り、その間敷地を暫定利用することとします。敷地の暫定利活用にあたっては、周辺の地域の皆様を含め広く利用できるよう、安全に配慮しつつ敷地の一部に健康憩い広場やボール遊び広場、広場の外周にランニング走路を整備します。広場の運用方法等の検討もあわせて行い、平成 31 年 3 月に市民向けに開放します。

また、引き続き将来的な課題である解体後の利活用について検討を行います。

【目標指標】

- ・暫定利活用に向けた広場整備の実施及び利用開始

【達成状況】

環境センター跡地については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を控えた社会経済状況等を考慮し、当面の間、敷地を暫定利活用することとしました。暫定利活用にあたっては、敷地内の約 5,000 m²を新川暫定広場として、健康憩い広場やボール遊び広場、ランニング走路等を整備（設計・施工）し、平成 31 年 3 月に竣工、開場しました。整備にあたり現場見学会や工事説明会を実施し、丁寧な説明に努めました。新川暫定広場の管理・運用方法については、環境センター跡地利活用検討推進チームにワーキングチームを設置し庁内横断的な検討を行い、ボール遊び広場内の球技場を生涯学習施設等予約システムを活用した予約制とし、団体登録及び予約方法等について、広報みたかや市ホームページ、チラシ等で周知を図りました。

令和元(2019)年度以降は、当面の間、新川暫定広場を運用していくことから、安全安心に配慮した運営を行います。また、将来的な利活用については、引き続き庁内検討チーム等で検討します。

(6)	「サステナブル都市三鷹」の実現に向けた研究の推進	環境政策課
-----	--------------------------	-------

【当初計画】

「サステナブル都市三鷹」の実現に向け、サステナブル都市政策検討チームにおいて、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を包含したサステナブル政策事業を、引き続き検討します。

平成 30 年度は、平成 29 年度からの2つの継続検討事業について更なる検討を進めます。「フードロス対策推進事業」は、「啓発」として市民、事業者、行政が協働で行う「食べきり運動」を事業化し実施します。一方、「活用」としては、フードバンク事業等について試行に向けた具体的な検討を引き続き行います。「地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた検討」は、エコミュージアム事業（三鷹まるごと博物館）等の既存の事業に三鷹らしい生物多様性の視点を加えたパンフレットの作成等、人と自然が互いに支え合う事業を検討します。

また、サステナブル都市政策検討チームメンバーから新たなサステナブル政策事業の提案があれば検討を進めます。

【目標指標】

- ・平成 29 年度からの 2 つの継続検討事業の事業化、試行を含めた検討、まとめ
- ・新たなサステナブル政策事業の検討、まとめ
- ・「サステナブル都市政策検討チーム」による第 7 次報告書の作成

【達成状況】

「フードロス対策推進事業」はフードバンク事業について、市民・団体（「フードバンクみたか」等）、社会福祉協議会、事業者と協働で取り組むことにより、「フードロス削減」や「食のセーフティーネット確保」といった課題解決を図っていきます。

「地域の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた検討」については、エコミュージアム情報誌「みいむ」をとおして普及啓発を図り、人と自然が互いに支え合う三鷹市の実現を目指していきます。

平成 29・30 年度の 2 箇年にわたり検討を進めてきた 2 事業については、事業化と今後の取り組みの方向性が示されたことから、検討を終了します。

また、サステナブル都市政策検討チームについては、第 7 次報告書を取りまとめました。なお、検討チームについては、平成 30 年度をもって終了とします。

(7)	便利で楽しく買い物をすることができる環境の整備	生活経済課
-----	-------------------------	-------

【当初計画】

公募等によって選定された協議会（商店会単位）が、各地域の特性に合わせた事業を行うにあたり、市を含む関係 7 団体で構成した買物支援事業本部が支援を行います。

また、各協議会の活動内容やノウハウの共有を図るとともに、商店数が少ない大沢地域について、従来からの商店街振興のアプローチに加えて、市の福祉部局や地域ケアネット等の地域団体、コンビニ・生協等の地域の実情に詳しい事業者等とも幅広く情報共有を進め、市民や事業者による支えあいの仕組みを活かしながら、共同購入・宅配など既存サービスの周知と利用促進、買物応援キャラバン隊等を活用したマルシェの開催など、遠方への外出が難しい買物困難者への支援も視野にいたした買物環境の整備を支援、推進します。

【目標指標】

- ・消費者の利便性向上及び地域商店会の活性化
- ・大沢地域における多様な買物支援策の導入支援による買物環境の充実

【達成状況】

協議会が実施する事業への支援と買物支援本部が直接実施する事業を併せて行うことにより、地域商店会の活性化と消費者の利便性向上に努めました。また、平成 29 年度以降、地域ケアネットワーク・大沢とともに民間の移動販売車の導入可能性や宅配サービスの積極的な活用についても検討してきましたが、市民の要望する買物支援策は、地域特性に加え身体状況や家族構成によっても異なることから、多様な買物支援

策の導入や地域全体の気運醸成を図ることが重要であるということも確認されました。次年度以降も引き続き地域団体、事業者、庁内福祉部署等と連携して買物環境の整備を推進します。

(8)	「食べきり運動」の推進をはじめとしたごみの発生・排出の抑制	ごみ対策課
-----	-------------------------------	-------

【当初計画】

「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」に基づき、リサイクルカレンダーの活用やごみ分別アプリなどの更なる普及促進を図り、ごみ分別の徹底と資源化を推進します。また、近年、世界的に課題となっている本来食べられるにも関わらず廃棄される食品（フードロス）について、ごみの発生・排出抑制の観点から、市民・事業者・庁内に向けた「食べきり運動」の取り組みを進めます。事業の推進にあたっては、市民・事業者・庁内のそれぞれに効果的な手法を検討し、ごみ減量等推進会議や関係機関等との協働により各種キャンペーンや「食べきり協力店」の募集・認定のほか様々な啓発活動を実施します。

東京 2020 大会組織委員会等が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に合わせ、イベント時のほかコミュニティ・センターや大学等と連携を図り、回収場所の拡充などにより、さらなる小型家電の回収を推進します。

【目標指標】

- ・「食べきり運動」の推進、食べきり協力店の認定 10 店舗
- ・ごみ分別アプリの宣伝広報による普及促進
(累計ダウンロード数 11,000 件、前年度比 3,800 件の増)
- ・一人一日あたりのごみ総排出量 (690 g、前年度比 5 g の減)
- ・小型家電回収量 (2,100kg 前年度比 50kg の増)

【達成状況】

本来食べられるにも関わらず廃棄される食品（フードロス）を削減するため、平成 30 年 5 月 30 日（ゴミゼロの日）から「三鷹市食べきり運動」を開始し、ごみ減量等推進会議や市民ボランティア等と協働して各種キャンペーン等で市民に啓発しました。事業者との協働により食べきり運動をさらに進めるため、同年 8 月より「三鷹市食べきり運動協力店」の募集を開始し、13 店舗を認定しました。また、食べきり運動の実施にあたっては、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金」を活用しました。ごみ分別アプリは、広報等による周知により累計ダウンロード件数が 11,542 件となりました。ごみ減量の指標である一人一日あたりのごみ総排出量は、692g となり前年度より減量することができました。小型家電の回収においては、2,806kg を回収するとともに、東京 2020 大会組織委員会等が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に協力した取り組みを推進しました。

(9)	「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」の策定	環境政策課
-----	----------------------------	-------

【当初計画】

「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」が計画期間の満了を迎えるため、新たな12年間（令和元(2019)年度から令和12(2030)年度）の計画期間と削減目標を定めた「三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

第4期計画は、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標を踏まえ、区域施策編と事務事業編をあわせた実行計画とします。

策定に当たっては、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）」を活用するとともに、環境保全審議会での審議、パブリックコメントの実施など、幅広く市民の意見を聴きながら取り組みを進めます。

【目標指標】

- ・国が定める目標に準じた温室効果ガス排出量の削減目標及びカーボン・マネジメント体制（CO₂ 排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的実施するための体制）を定めた計画の策定

【達成状況】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、4期目となる三鷹市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）（以下「第4期計画」という。）を策定しました。第4期計画は、12年間（令和元(2019)年度から令和12(2030)年度）の計画期間とし、国の「地球温暖化対策計画」とほぼ同程度の削減目標を設定しました。

区域施策編では、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比21.7%の削減（2030年度に電気の排出係数が0.37kg-CO₂/kWhとなった場合、33.0%の削減）

事務事業編では、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比24.0%の削減（2030年度に電気の排出係数が0.37kg-CO₂/kWhとなった場合、40.7%の削減）

また、既存の「省エネルギー推進委員会」と既に確立された「環境マネジメントシステム」に基づく、横断的で多層的なPDCAサイクルを有するカーボン・マネジメント体制を構築し、温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

(10)	三鷹「まち活」塾の拡充とNPO法人みたか市民協働ネットワーク設立10周年等記念事業の実施	コミュニティ創生課
------	--	-----------

【当初計画】

NPO法人みたか市民協働ネットワークとNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、地域人材の育成として、三鷹「まち活」塾（第2期）を実施します。修了生が地域活動を継続して実践できるよう、新たにフォローアップ講座を開催するとともに、自主グループへの支援を行います。

また、NPO法人みたか市民協働ネットワーク設立10周年及び市民協働センター開設15周年を迎えることから、記念事業として講演会を開催します。

【目標指標】

- ・地域活動を実践する修了者 30 人
- ・講座を全 8 回実施、修了生を対象にフォローアップ講座を実施(参加者 40 人)、継続活動を行う自主グループに助成金を支出(10 団体)
- ・記念事業として講演会を実施(参加者 100 人)
- ・修了生による市民活動や市民参加の担い手としての活躍

【達成状況】

三鷹「まち活」塾(第2期)については、みたか市民協働ネットワークと三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、地域人財の育成として、スケジュールどおり実施し、地域活動を実践する修了者は 16 人、フォローアップ講座参加者は 14 人、記念講演会参加者は 150 人となりました。また、継続活動を行う自主グループ延べ 11 団体へ助成金の支出を行いました。活動をとおして、修了生が市民活動や市民参加の担い手となり活躍がみられました。次年度も第3期を開催し、地域の課題を解決する、持続可能な自主グループへの支援や市民参加の担い手を養成する仕組みに取り組むこととします。

また、NPO 法人みたか市民協働ネットワーク設立 10 周年・三鷹市市民協働センター 15 周年を経て、次の節目に向けて、「つなぐ」「ささえる」「つむぎだす」3つの機能のさらなる拡充を図ることとします。

V 「スポーツと文化部の運営方針と目標」の達成状況

スポーツと文化部長兼

東京 2020 オリンピック・パラリンピック等担当部長 和泉 敦

スポーツと文化部調整担当部長 向井 研一

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇スポーツと文化部は、芸術文化、社会教育を含む生涯学習、学校体育を除くスポーツに関する事業を全庁横断的に展開し、市長部局と教育委員会が密接に連携しながら、市民の暮らしに潤いと生きがいを創出する取り組みを一体的かつ効果的に進めます。

◇「文化の薫り高い三鷹」をめざして、芸術文化のまちづくりを推進します。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざし、生涯学習を支援する環境の整備や施策の充実を図り、市民の「学びと活動の循環」を推進します。

◇市民の健康・体力の増進を図り、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」スポーツに親しむことができる市民スポーツ活動を推進します。

(2) 各課の役割

スポーツと文化部は、芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課の3課で構成され、①芸術文化の振興、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整、②社会教育を含む生涯学習の推進、生涯学習センターの管理運営、文化財保護、③スポーツの推進、SUBARU総合スポーツセンター及び体育施設の管理運営、スポーツ、レクリエーション団体の指導、育成及び人財の育成などを進める部門からなり、各事業を通じて、市民の暮らしに潤いと生きがいを創出する取り組みを担っています。

また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」や「ラグビーワールドカップ 2019」などを担当する「三鷹市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等推進本部事務局」として、気運醸成事業を行います。

2 部の経営資源（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 職員数

スポーツと文化部職員 21 人

職員比率（正規職員）スポーツと文化部 21 人／市職員 986 人 職員比率約 2.1%

(2) 予算規模

平成 30 年度スポーツと文化部予算額

一般会計 1,669,935,000 円

3 部の実施方針

◇芸術文化の振興と三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整

「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりをめざして、太宰治をはじめとする三鷹市ゆかりの文学者を顕彰するとともに、市民、関係団体との協働により、まち全体の活性化へとつながる芸術文化のまちづくりを推進します。

また、三鷹中央防災公園・元気創造プラザの総合調整を図り、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団を中心に市民、関係団体等との協働により円滑な管理運営を実現するとともに、多彩で魅力的な事業を展開し、市民サービスの充実を図ります。

◇「三鷹市生涯学習プラン 2022（第1次改定）」に基づく生涯学習施策の推進

市民一人ひとりが、生涯を通して主体的に学習する機会を持ち、学んだことを地域に返して活かしていく「学びと活動の循環」の創出を推進します。また、大沢の里古民家（仮称）については、大沢の里公園内の中核的な施設として、平成30年11月の一般公開を目指し、外構工事を行うとともに、体験学習等の事業を実施します。

◇「三鷹市スポーツ推進計画 2022」の推進及び「“2020年”に向けた三鷹市の基本方針」に基づくラグビーワールドカップ2019と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた気運醸成等

循環型の豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じたコミュニティの創生をめざして、ライフステージや目的に応じて、だれもがスポーツ文化に親しむことができるよう、機会の充実等スポーツライフを支援するとともに、環境の整備やスポーツ活動をともに支えあう人財の創出に努めます。

また、ラグビーワールドカップ2019と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後も見据え、気運醸成事業を積極的に推進します。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	三鷹中央防災公園・元気創造プラザの指定管理者との協働による円滑な管理運営	全課
-----	--------------------------------------	----

【当初計画】

「三鷹中央防災公園・元気創造プラザ」において、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団等との協働により、引き続き円滑な管理運営を実施するため、施設運営協議会の毎月の開催や施設利用者のニーズ把握など、施設管理に関する総合調整を行います。また、安全性・快適性・利便性の向上を図るため、適宜、施設の改善等を行うこととします。さらに、ネーミングライツを継続的に活用することにより、施設の安定的な運営の確保と市民サービスの充実を図ります。

生涯学習センター及び体育施設について、利用者懇談会を開催し、市民や関係団体等と協働して、施設利用者のニーズの把握等を行います。

社会教育を含む生涯学習の拠点としての生涯学習センターにおいて、指定管理者であ

る公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携を図りながら、市民との協働による市民大学総合コースをはじめ、幅広い世代の多様なニーズに応える魅力ある学習機会を提供し、学びと活動の循環を図ります。

SUBARU総合スポーツセンターでは、多世代を対象にした多種目のスポーツ教室事業、健康・体力相談事業などを拡充し、スポーツに親しむ機会の創出やスポーツを取り入れた健康づくりを推進します。

【目標指標】

- ・三鷹中央防災公園・元気創造プラザにおける円滑な管理運営の実施と指定管理業務の検証
- ・施設運営協議会の開催（年 12 回）（芸術文化課）
- ・利用者懇談会の開催（2 回/年）（生涯学習課、スポーツ推進課）
- ・事業参加、施設利用者数 70 万人（三鷹中央防災公園・元気創造プラザ全体）

【達成状況】

施設に関する総合調整を行うことにより、指定管理者である公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団（以下「財団」という。）との協働による円滑な管理運営を実施しました。また、施設運営協議会を毎月開催するとともに、施設利用者のニーズを把握することにより、施設の改善等を適宜行い、施設の安全性・快適性・利便性の向上を図りました。

生涯学習センターでは、財団と連携して引き続き、市民との協働による市民大学総合コースをはじめ、幅広い世代の多様なニーズに応える魅力ある学習機会の提供を行いました。また、利用者懇談会を2回開催し、施設の円滑な運営と利用者満足度の一層の向上に向けた検討を行うとともに、利用者の要望を反映して利用者の利便性を図るために生涯学習センターの利用方法を見直し、1時間単位で繰り上げ及び延長して利用できるように条例改正を行いました。

SUBARU総合スポーツセンターでは、財団、民間事業者や関係団体等と連携し、各種スポーツ教室やイベントを開催し、市民スポーツ活動（ボランティア活動を含む。）の充実を図るとともに、施設面、運用面における改善を図りました。健康・体力相談事業については、市はシステム環境を整備し、財団を中心に事業を実施する中で、市民の健康増進が図られています。また、利用者懇談会を開催し、市民との協働の運営を図りました。利用者の要望を反映し、利便性を高めるため、プール、トレーニング室及びランニング走路の個人使用の料金について、1時間利用料金を新設しました。SUBARU総合スポーツセンターの利用者数は506,064人で、平成29年度利用者数387,553人に比べ約1.3倍に増加し、多くの利用者から高い評価を得ています。

(2)	三鷹市ゆかりの文学者に関する顕彰事業の推進	芸術文化課
-----	-----------------------	-------

【当初計画】

「井の頭文学施設（仮称）」として整備を予定していた「太宰治記念文学館（仮称）」及び「吉村昭書斎（仮称）」については、都立井の頭恩賜公園以外の場所に設置することとしました。今後、「三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業検討会議」を中心に、太宰治、吉村昭、津村節子、山本有三、神沢利子など、市にゆかりのある文学者の顕彰事業のあり方や「太宰治記念文学館（仮称）」及び「吉村昭書斎（仮称）」の整備に向けた検討を継続します。

【目標指標】

- ・「三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業検討会議」開催（年2回）
- ・三鷹市ゆかりの文学者の顕彰事業の実施
- ・「太宰治記念文学館（仮称）」及び「吉村昭書斎（仮称）」の整備に向けた検討
- ・太宰治寄託資料等の継続的展示
- ・新たな寄贈受入れに向けた調査及び活用方法等の検討

【達成状況】

「三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業検討会議」（第1回：平成30年5月29日、第2回：平成30年11月20日）を開催し、三鷹市ゆかりの文学者の顕彰事業のあり方等の検討を行いました。また、各助言者会議（太宰治、吉村昭・津村節子、山本有三、神沢利子）を開催し、文学者個別の顕彰事業についての企画・検討等を行い、事業の実施につなげていくことを確認しました。

三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業の一環として開催した、平成30年度特別展「太宰治三鷹とともに－太宰治没後70年－」（会期：平成30年6月16日～7月16日）及び「吉村昭と津村節子－井の頭に暮らして－」展（会期①：平成31年1月12日～2月2日、会期②：平成31年2月5日～2月24日）について、大変好評であったため、今後も関係団体等と連携を図りながら、多彩な企画展を開催するなど、文化に親しむ環境を創出し、「文化の薫り高い三鷹」のまちづくりを推進します。

文学施設の整備については、引き続き検討を進めていきます。また、令和元(2019)年度は、太宰治生誕110年記念特別展の開催を予定しており、新たに受入れ（＝寄託）を行った太宰治に関する蔵書等を初公開できるよう、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と協力し進めていきます。

(3)	東京2020オリンピック・パラリンピック等の気運醸成事業の積極的な推進とボランティア人材の育成・支援	スポーツ推進課
-----	--	---------

【当初計画】

「“2020年”に向けた三鷹市の基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）及びラグビーワールドカップ2019に向けて、トップアスリートによる水泳・バレーボール教室のほか、ラグビー教室の開催、三鷹ゆかりのアスリート応援事業など気運醸成事

業を積極的に推進します。基本方針の推進にあたっては、庁内本部体制を中心に総合調整を図るとともに、市民との協働により事業を推進するため、東京 2020 大会等とその後を見据えた「2018 年度事業実施方針・事業概要（仮称）」を作成し、地域との連携組織を立ち上げ取り組みます。また、広報など情報発信、ボランティアの活躍、参画プログラムの活用及び聖火リレー等、東京都、各組織委員会と連携し進めます。

ボランティア人財の育成・支援については、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携し、スポーツボランティアの導入・養成のための講座等を開催します。また、ボランティアポイント制度の実施に向けた検討を進めます。

【目標指標】

- ・気運醸成事業の積極的な推進（各種事業参加者合計 1,700 人以上）
- ・「2018 年度事業実施方針・事業概要（仮称）」の作成と地域連携組織の設置
- ・スポーツボランティアの導入・養成のための講座等への参加者 100 人以上

【達成状況】

基本方針に基づき、東京 2020 大会等気運醸成事業を 10 件、延べ 50 日にわたり約 1,760 人が参加しました。オリンピック多治見麻子さんらによるバレーボール教室、車いすバスケットカナダ代表チームと南浦小学校 5 年生との交流を実施しました。ラグビー関連では府中調布三鷹ラグビーフェスタ 2018、市内小学校でのタグラグビー出前教室など気運醸成を図りました。東京 2020 大会事前キャンプの誘致には至りませんでした。事業概要を作成し計画に沿って事業を進め地域連携会議を設置しました。また、東京 2020 大会に関して都市ボランティア募集、自転車ロードレース、三鷹ゆかりのアスリート紹介など市ホームページを充実し情報発信しました。ボランティア人財については、東京 2020 大会都市ボランティア（三鷹市推薦者）などの募集と連動し登録者に対して情報提供のネットワークを構築することができました。

(4)	市民大学・むらさき学苑等をはじめとした生涯学習の総合的な推進及び学びと活動の循環の創出	生涯学習課
-----	---	-------

【当初計画】

市民の社会教育を含む生涯学習の振興と施策の総合的な推進を図るため、生涯学習審議会を開催し、生涯学習計画や生涯学習施策の基本的なあり方に関する事などについて、調査・審議等を行います。また、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携を図りながら、市民との協働による市民大学総合コース、むらさき学苑等の多彩な生涯学習プログラムの提供及び全市民的な生涯学習事業を推進し、「学びと活動の循環」の創出に向け、生涯学習審議会と生涯学習プラン推進会議（庁内会議）との効果的な連携に努めます。さらに、市民の利便性向上のため、ルーテル学院大学、国際基督教大学で実施している市民聴講生事業の申込窓口を三鷹ネットワーク大学にも設置します。

【目標指標】

- ・生涯学習審議会（年 4 回）と生涯学習プラン推進会議（年 4 回）の効果的な連携
- ・市民聴講生事業の申込者数 70 人以上

【達成状況】

生涯学習審議会を予定通り年4回開催し、生涯学習計画を推進するために、任期満了時に市長及び教育長に提出する「三鷹市生涯学習審議会・三鷹市社会教育委員会議の意見」の内容について検討しました。また、「学びと活動の循環」の創出に向け、生涯学習プラン推進会議（庁内会議）を開催し、生涯学習審議会との連携を図りました。平成30年度の生涯学習審議会は、委員による意見書のまとめ作業を主とするものであったため、生涯学習プラン推進会議は年1回の開催となりました。

市民の利便性向上のため、杏林大学のほかにルーテル学院大学、国際基督教大学で実施している市民大学聴講生事業の申込窓口を三鷹ネットワーク大学にも設置しました。さらに公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携を図りながら、市民との協働による市民大学総合コース、むらさき学苑等の多彩な生涯学習プログラムの提供を行いました。

(5)	太宰治没後70年の特別展の実施と生誕110年の記念事業に向けた取り組み	芸術文化課
-----	-------------------------------------	-------

【当初計画】

平成30年は太宰治没後70年にあたることから、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により、桜桃忌の時期にあわせて、特別展を開催します。また、令和元(2019)年は太宰治生誕110年にあたることから、同財団との協働により、記念事業に向けた取り組みを実施します。

【目標指標】

- ・ 太宰治没後70年特別展の開催
- ・ 特別展の来場者数7,000人以上
- ・ 太宰治生誕110年記念事業に向けた調査・検討の完了

【達成状況】

平成30年度特別展「太宰治 三鷹とともにー太宰治没後70年ー」及び関連イベント（記念講演会）を、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団との協働により開催しました。特別展の来場者数は5,510人となり、目標来場者数7,000人以上には及ばなかったものの、特別展では、太宰治に関する貴重な資料や愛用品など300点以上を全国から集めて展示し、これらの充実した展示内容が、多くの人から高い評価を得ることにつながりました。また、今回の展示を監修した東京大学大学院安藤宏教授の講演会を実施したことにより、特別展の見どころと太宰治の創作活動への新たな視点を、さらに分かりやすくかつ具体的に多くの人に伝えることができました。これらの開催時期を桜桃忌の時期と合わせることで、来訪者が多くなる機会を捉え、三鷹市民をはじめ全国の太宰ファンに、三鷹市ゆかりの文学者の一人である太宰治の新たな魅力と「文学のまち三鷹」をアピールする相乗効果を創出しました。

太宰治生誕110年記念事業に向けて、9月に新たに受入れ（＝寄託）を行った太宰治に関する蔵書等については、資料総数の把握及び分類を行う予備整理を実施し、予

備整理後にデジタル台帳を作成しました。このデジタル台帳を基に、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と協働し、資料の活用方法等について引き続き検討を進めていくこととしました。

これら一連の取り組みの成果については、今後の三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業の展開にもつなげることができるよう、検討を深めていくこととします。

(6)	大沢の里古民家（仮称）の開館と三鷹型エコミュージアムの推進	生涯学習課
-----	-------------------------------	-------

【当初計画】

大沢の里古民家（仮称）については、大沢の里公園内の中核的な施設の一つとして11月の一般公開を目指し、外構工事、公開展示用備品の設置、わさび田景観復元作業を行うとともに、古民家解体調査報告書を作成します。また、地域団体や文化財保護審議会と協議を図り、事業内容や管理運営計画を定め、設置条例を制定するとともに、施設公開管理及び事業運営を委託により実施します。あわせて、一般公開に先立ち、見学会等を実施することで気運の醸成を図り、開館時に開設記念式典等を行います。開設後は市民向けの各種体験学習講座や展示を継続的に実施します。

三鷹型エコミュージアムの推進については、市民参加による文化財等の保護に取り組み、三鷹の歴史・文化等の魅力を伝える冊子を刊行し、地域資料のアーカイブ構築や貴重資料のデジタル化を実施するほか、市民の調査研究活動を支援し、文化財基礎調査や、戦前建物（日本無線㈱三鷹工場等）の調査報告書の作成を行います。

【目標指標】

- ・ 外構工事及び公開展示の実施
- ・ 設置条例の制定、一般公開及び開館記念式典の実施
- ・ 施設公開管理運営委託の実施、みたかエコミュージアム研究『みいむ』創刊号の刊行
- ・ 戦前建物調査報告書の作成

【達成状況】

文化財保護審議会、地域団体との協議を行いながら外構工事を完了させ、公開展示のための展示台及びパネル類を作成しました。施設管理は大沢の里水車経営農家及び出山横穴墓群8号墓との一体的な管理が行えるよう委託しました。また、一般公開に向け市民ボランティアの養成を行い、体験学習やわさび田保全活動を行いました。

三鷹型エコミュージアムの推進に関しては、市民参加によるエコミュージアム交流会や体験型講座や参加型展示などを実施したうえ、エコミュージアム研究冊子『みいむ』創刊特別号を市民と協働で刊行しました。これらの取り組みにより、三鷹型エコミュージアム事業の推進を図ることができました。

(7)	星と森と絵本の家協働事業の充実と特色ある施設運営の推進	芸術文化課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

平成 30 年 7 月 7 日に開館 10 年目を迎えることから、ボランティア（星と森と絵本の家フレンズ）との協働により、記念事業を実施します。

市の登録有形文化財である国立天文台旧 1 号官舎について、再築から 9 年が経過し、現在まで大規模な修繕等を実施していないことから、文化財的価値を維持するとともに、来館者の安全性・快適性を確保するため、施設の修繕等を行います。また、蔵書数が 7,000 冊を超えたことから、新たに蔵書管理システムを導入し、効率的な蔵書管理を行うとともに、蔵書を活かした特色ある施設運営の推進を図ります。

【目標指標】

- ・開館 10 年目記念事業の実施（開館記念イベント及び開館 10 年目特別展）
- ・国立天文台旧 1 号官舎等の修繕等の完了
- ・蔵書管理システムの導入

【達成状況】

開館 10 年目記念事業については、開館記念日である平成 30 年 7 月 7 日に開館記念イベントを開催したほか、回廊ギャラリーにてボランティアのこれまでの活動を振り返る「星と森と絵本の家フレンズ」特別展を実施し、市民との協働による特色ある事業を展開できました。

施設修繕等については、建物修繕や空調機取替等をメンテナンス休館を中心に滞りなく実施することができました。

蔵書管理システムの導入については、開発事業者との綿密な打ち合わせ及び検証作業を行い、星と森と絵本の家の特徴ある蔵書運営に資するシステムを導入することができました。

(8)	芸術文化センター、みたか井心亭等の文化施設の計画的な改修整備	芸術文化課
-----	--------------------------------	-------

【当初計画】

平成 7 年 7 月に竣工した芸術文化センターをはじめとした文化施設に係る空調や照明などの施設付帯設備については、経年劣化により、その更新が喫緊の課題となっています。そこで、これらの文化施設の付帯設備について、管理上必要な工事を平成 29 年度から 31 年度の 3 カ年をかけて適切かつ計画的に実施し、安定的な運営を確保することにより、市民の芸術文化活動の更なる推進を図ることとしています。平成 30 年度は、芸術文化センター中・小ホールの照明設備等及びみたか井心亭の空調設備の改修工事を実施します。

【目標指標】

- ・芸術文化センター中・小ホールの照明設備等の改修工事の完了
- ・みたか井心亭の空調設備の改修工事の完了

【達成状況】
<p>芸術文化センター中ホールについては、8月22日付けで契約を締結した舞台機構設備改修工事と9月10日付けで契約を締結した舞台照明設備改修工事をいずれも2月15日に竣工しました。</p> <p>5月18日付けで契約を締結したみたか井心亭空調設備改修工事は、6月28日から施設を休館して工事を実施し、11月30日に竣工しました。</p> <p>芸術文化センター小ホールについては、工事進捗状況に遅れが生じたことから、次年度まで工期を延期することとなりましたが、利用者に影響を及ぼさないよう工事を進めていきます。</p> <p>今後もこれらの文化施設について、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携して適切かつ計画的な管理及び工事を進め、来館者の安全と施設の保存活用を図っていきます。</p>

(9)	市民スポーツ活動の更なる充実に向けた和洋弓場整備の推進	スポーツ推進課
-----	-----------------------------	---------

【当初計画】

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業に伴う市民センター内再配置の一環として、立体駐車場整備後に駐輪場と一体となった和洋弓場の整備に取り組みます。和洋弓場は、弓道とアーチェリーで固有のスペースを確保し、弓道は5人立ち長さ28m、アーチェリーは8人立ち長さ50mと充実した施設内容を予定しています。

【目標指標】

- ・和洋弓場の整備工事着手

【達成状況】
<p>当該年度内に整備工事に着手することができました。当該整備工事は、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業に伴う市民センター内再配置の一環として、駐輪場と一体となったスポーツ施設として整備するものです。弓道とアーチェリーでそれぞれ固有のスペースを設け、弓場は5人立ちで長さ28m、アーチェリーは8人立ちで長さ50mになっています。</p> <p>令和元(2019)年度は、平成29年4月にオープンしたSUBARU総合スポーツセンターと連動する市民スポーツ施設として、整備工事を進めるとともに、施設特性を踏まえ、安全性・利便性・効率性の高い施設の管理運営を行います。</p>

(10)	出土品等の適切な保存に向けた生涯学習課分室（埋蔵文化財収蔵庫及び展示室等）の移転に向けた取り組み	生涯学習課
------	--	-------

【当初計画】

スポーツと文化部生涯学習課分室（埋蔵文化財収蔵庫）の老朽化等に伴い、施設の移転に向けた取り組みを行います。移転に当たっては、教育センター改修後のスペースを有効利用し、生涯学習課と分室の連携を強化するなど、市民や事業者に対するサービス向上を図ります。教育センターに収容しきれない出土品等の資料については、J R 高架下や既存施設等を有効活用することとし、平成 30 年度は J R 高架下用地への収蔵庫設置工事を実施し、出土品の一部の移転を行います。移転作業に伴い、東京都指導等に基づく出土品等の資料の整理を実施し、活用等がより容易になるよう保管していきます。なお、令和元(2019)年度に分室と出土品の移転を完了させ、移転後に現分室の解体工事を行います。

【目標指標】

- ・ J R 高架下収蔵庫の設置及び出土品等の保管
- ・ 出土品等資料の整理及び J R 高架下収蔵庫への移転
- ・ 教育センター改修（追加）工事の実施

【達成状況】

出土品の適切な保存のため、J R との協議により高架下用地の土地貸付契約を締結して三鷹市埋蔵文化財収蔵庫（J R 高架下）の設置工事を完了しました。資料の適切な分類作業を経て、資料移転を完了しました。また、教育センター改修後のスペースを有効利用するため、教育センター改修工事を完了しました。

VI 「健康福祉部の運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長	小嶋 義晃
健康福祉部調整担当部長	古園 純一
健康福祉部保健医療担当部長	齋藤 浩司

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇高福祉のまちづくりを推進するため、市民・事業者・関係機関等との協働により、地域ケアネットワーク推進事業をはじめとする共助のまちづくりを推進するとともに、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。

◇「高齢者計画・第七期介護保険事業計画」に基づき高齢者施策の推進と介護保険事業の適切な運営を図るとともに、「障がい者（児）計画」に基づき、ライフステージに応じた切れ目のない支援をめざして障がい者（児）施策を推進します。

◇生活保護制度の適切な運用を図るとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策を推進し、セーフティネットを構築します。

◇健康長寿のまちづくりをめざし、健康診査・検診の充実を図るとともに、市民の健康づくりと介護予防・保健事業を推進します。

(2) 各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、生活福祉課、健康推進課の5課で構成され、福祉・保健・医療施策の総合的な推進を図るため、①健康福祉施策の企画調整、②地域ケアの推進と地域福祉の人財養成、③高齢者及び障がい者への福祉サービスの提供と介護保険事業の運営、④生活保護法に基づく援護等、⑤健康づくりと保健事業などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

健康福祉部職員 137人

職員比率（正規職員）健康福祉部 137人／市職員 986人 職員比率約 13.9%

(2) 予算規模

平成30年度健康福祉部予算額

一般会計 16,076,121,000円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 14,503,472,000円

国民健康保険事業特別会計 175,313,000円

介護サービス事業特別会計 904,610,000円

介護保険事業特別会計 12,427,004,000円

後期高齢者医療特別会計 114,463,000円

3 部の実施方針

◇健康福祉総合計画2022（第1次改定）及び各個別計画に基づく健康・福祉施策の総合的な推進

市民・市民活動団体・事業者等との協働で策定した健康福祉総合計画2022（第1次改定）及び高齢者計画・第七期介護保険事業計画、障がい者（児）計画等を推進し、お互いに支え合う地域社会の構築、ライフステージのさまざまな場面での困難に対応できる福祉・保健・医療の充実したセーフティーネットの構築を図り、高齢者や障がい者などすべての市民が地域で安心して心豊かに生活できる環境とサービスを整備します。

なお、今後も社会保障費の増加が見込まれる中、安定的な財政基盤の構築に取り組みつつ、更なる福祉施策の推進を図ります。

◇市民、関係団体等との協働に基づく地域ケアの推進とコミュニティ創生

住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、支援が必要な高齢者、障がい者等を支える地域ケアネットワーク事業の一層の充実・発展に努めます。事業の実施にあたっては、見守りネットワーク事業、災害時避難行動要支援者支援事業、認知症にやさしいまち三鷹への取り組みなど、地域での支え合いを核とした事業との連携を図り、重層的に取り組むことで「コミュニティ創生」を進めます。さらに、傾聴ボランティア活動の支援や認知症サポーター、地域福祉ファシリテーター等の養成など地域福祉を担う人財の育成を進めます。

◇障がい者（児）・高齢者福祉施策の充実

「だれもが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できるまち」の実現をめざし、障がい者（児）計画に位置づけた重点事業を中心に、三鷹市障がい者地域自立支援協議会や関係部局との一層の連携・協働により、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて、生活支援・介護予防サービスの充実に向けた地域づくりや多職種による医療と介護の連携など、関係機関・関係団体等との協働により高齢者施策の推進を図ります。

◇セーフティーネット支援施策の充実等

高齢者、障がい者、生活困窮者等がライフステージのさまざまな場面で直面する障壁や困難に対して、制度的な支援施策を踏まえたセーフティーネットの構築を図ります。生活保護制度の適正な運用や生活困窮者自立支援事業の充実とともに、見守りネットワーク事業等の展開により、セーフティーネット機能のより一層の充実を図ります。

◇妊娠期から子育て期にわたる子育て支援の充実

すべての妊婦を対象とした保健師等専門職による面接（ゆりかご面接）を契機として、市が展開する出産・子育てに関する様々な事業に関する情報を積極的に発信し、安心して出産・子育てができるように支援します。

また、子ども政策部とも連携し、利用者支援事業を中心とする「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。

◇各種検診及び予防接種事業の拡充、健康づくり・介護予防事業の充実

がんの早期発見、早期治療に向け、がん予防施策の一層の強化や、がん検診の質の向上、受診率向上等、がん予防に向けた取り組みを受益と負担の適正化を図りながら推進します。予防接種については、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、国の補助事業等を活用しながら接種費用への助成を行い、接種率の向上を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で健康な生活を営めるよう、生活機能の低下を防止するための総合的で効果的な介護予防事業を推進するとともに、健康寿命の延伸と地域からの健康づくりをめざす健康増進事業について、特定健診・保健指導事業、後期高齢者健診を強化する中で、一層の充実を図ります。

◇三鷹中央防災公園・元気創造プラザを活用した福祉サービスの充実

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内に福祉センター・総合保健センター、子ども発達支援センターの保健・福祉施設が整備されたことを最大限有効に活用し、同施設内に整備された他の施設とも有機的に連携して、市民ニーズにあった多様なサービスの効果的な提供に取り組み、福祉サービスの充実を図ります。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実による「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」の推進	健康推進課
-----	---	-------

【当初計画】

妊婦の不安軽減と、産後うつや虐待等の問題を発生させない支援につなげるため、引き続き、すべての妊婦を対象とした「ゆりかご面接」を実施するとともに、産後、家族等から十分な支援を受けられない産婦等に対して、身体的な回復と心理的な安定を促すこと等を目的とした産後ケア事業「ゆりかごプラス」を新たに実施します。

子育て世代に向けた情報発信について、予防接種や健診の情報など個々の状況を確認できる母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」におけるサービス内容の更なる充実（多言語対応等機能の追加）を図ります。また、平成 28 年度より民間事業者との協働で発行している「子育てガイド」を活用し積極的な情報発信を行います。さらに、妊娠前からの支援も視野に、今後の事業展開の方向性について調査・研究に取り組みます。

【目標指標】

- ・「ゆりかごプラス」の利用件数 250 件
- ・「ゆりかご・スマイル」の新規登録会員数 1,000 人以上

【達成状況】

産後ケア事業は 231 回の利用があり、利用者の 90.9%が利用のきっかけになった問題が軽減できたと回答するなど、産後間もない産婦の方が、ゆっくりと体と心を休めていただきながら、授乳指導を含む育児のサポートが受けられる事業として、利用満足度の高い事業となっています。一方、稼働率が高まったことで、全ての利用希望に応えきれないケースも発生するなど、今後の予約方法等運用面については改めて検討を要します。母子保健モバイルサービス「ゆりかご・スマイル」については、当初の予定どおり 4 月より多言語化（英語・中国語・韓国語）を開始し、円滑な事業運営ができています。平成 30 年度新規登録会員数は、当初目標の 1,000 人を上回る 1,482 人となりました。今後も「ゆりかご面接」での勧奨や広報等による周知を図り、市民の利便性の向上に努めていきます。

(2)	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた、多職種連携による在宅医療・介護連携事業等の取り組み	高齢者支援課
-----	--	--------

【当初計画】

「第七期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

「在宅医療・介護連携推進事業」では、多職種による在宅医療・介護の連携を推進するため、「三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会」を中心に、連携窓口みたか（三鷹市在宅医療・介護連携支援窓口）の周知と相談支援の充実に取り組みます。また、後方支援病床利用事業の推進や、在宅医療・介護連携に係る市民啓発、専門職向けの研修にも取り組みます。

認知症施策について、認知症初期集中支援事業の推進や、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会に認知症部会を設けるなど、推進を図ります。

【目標指標】

- ・平成 29 年 10 月に設置した連携窓口みたかの周知と、在宅療養についての市民啓発等の推進
- ・後方支援病床利用事業について、市内病院との協定締結の推進
- ・三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会における認知症部会の設置

【達成状況】

在宅医療・介護連携推進事業に関しては、年間 3 回の在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、連携推進に関する協議を行いました。「連携窓口みたか」については、検討部会において周知・充実に引き続き検討を行いました。また、後方支援病床利用事業については、新たに市内 2 病院（井之頭病院、長谷川病院）と 2 月 14 日に協定を締結しました。さらに、専門職向け研修として、三鷹病院において 2 回の研修を行いました。

認知症部会の設置について、医師会等との協議及び検討を行い、設置に向け検討を継続することとしました。

平成 30 年 4 月から認知症初期集中支援チームを配置しました。チームでの対応実績はありませんでしたが、認知症の診断直後の方たちを中心に専門職によるヒアリング調査を行いつつ、介護サービスの導入を図りました（認知症対象者への導入実績は 22 人）。

(3)	介護保険施設サービス基盤の充実にに向けた、特別養護老人ホームの整備への支援	高齢者支援課
-----	---------------------------------------	--------

【当初計画】

「健康福祉総合計画 2022（第 1 次改定）」、「第七期介護保険事業計画」に基づき、令和元(2019)年度に大沢地区、令和 2(2020)年度に井口地区での特別養護老人ホームの開設に向け、支援を行います。また、公施設である特別養護老人ホームどんぐり山及び高齢者センターどんぐり山の廃止に向けた取り組み等を進めます。

【目標指標】

- ・特別養護老人ホームの整備支援
- ・どんぐり山の廃止に向けた取り組みの推進

【達成状況】

大沢地区及び井口地区での特別養護老人ホームの開設に向け、住民向け説明会の立会い等を行いました。また、大沢地区に開設される予定の施設に対し、整備費補助による支援を行いました。

どんぐり山の廃止に向け、利用者等相談窓口の設置や、利用者・家族向け説明会（年間4回）、市内他施設の見学会等を行ったほか、職員向けの説明会も行い、円滑な移行に向けて、準備を行いました。また、デイサービス利用者に対して、他事業所の見学会を行う等移行への対応を行い、12月までにすべての利用者について移行を完了しました。

(4)	介護人材の確保・定着に向けた家賃補助や研修費助成等の取り組み	高齢者支援課
-----	--------------------------------	--------

【当初計画】

「第七期介護保険事業計画」に基づき、介護職員等に家賃補助を行う市内の事業者や介護職員初任者研修、ユニットリーダー研修の研修費補助を行う市内の事業者に対して補助金を交付することにより、市内事業所における介護人材の確保、職場への定着及び職員の資質の向上に向けた環境整備を促進するため、支援を実施します。また、高校生や求職中の方を対象とした介護職場の体験事業を実施し、介護人材の裾野を広げる取り組みを実施するとともに、介護職員に対する勤続表彰制度を実施し、介護職員の慰労や勤労意欲の向上を図ります。

【目標指標】

- ・介護職員等に家賃補助及び研修費助成を行う事業者に対する補助金の交付（家賃補助20人、研修費助成72人）
- ・介護職場体験の実施（参加者計40人）
- ・介護職員に対する勤続表彰制度の実施

【達成状況】

事業実施の初年度となった平成30年度は、家賃補助については、市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設において新たに就労を開始した介護職員等に家賃補助を実施する事業者に対して、人材の確保・定着に向けた支援を行いました（家賃補助金の交付実績3人、研修費補助金の交付実績0人）。

介護職員の表彰制度については、勤続5年、10年、20年以上の職員を対象とし、84人（5年42人、10年35人、20年以上7人）に対して表彰を行い、職員の勤労意欲の向上や職場への定着意識の醸成を図ることができました。

職場体験事業については、高校生や求職者（7人）を対象に実施し、介護施設・事業所において介護の職場を体験することにより介護職への理解・興味を深め、体験者の進路選択や就職活動の参考となる場の提供を行うことができました。

令和元(2019)年度以降は、家賃補助等の補助事業について、事業者を補助対象とする間接補助から職員への直接補助に変更するとともに、職場体験については、就労への契機となることを視野に入れ、新たに大学生等を対象に加えるなど、より効果的な事業運営を図っていきます。

(5)	健康診査・がん検診等の更なる普及と充実	健康推進課
-----	---------------------	-------

【当初計画】

特定健康診査及び後期高齢者健康診査等各種健康診査において実施している胸部レントゲン検査について、喫煙指数（1日喫煙本数×年数）が基準を超える方に対して、喀痰細胞診を加えることにより、国の基準による肺がん検診として拡充して実施します。

その他のがん検診等各種検診事業については、これまでに実施してきた拡充の取り組みを検証するとともに、より効果的な検診の実施と受診率の向上をめざし、引き続き、受益と負担の適正化も図りながら、三鷹市医師会等と協働してその拡充に努めます。

【目標指標】

- ・肺がん検診の拡充実施

【達成状況】

肺がん検診については、特定健康診査等の上乗せ健診として実施している胸部レントゲン検査に喀痰細胞診を加えることで、国の基準による肺がん検診として位置付け実施しました。これにより、肺がん検診の受診者数は前年度実績の297人から25,560人と大幅に増加し、受診率を大きく向上させることができました。

また、健診等のあり方検討委員会では、より効果的な検診について協議を進め、令和元(2019)年度から「胃がん内視鏡検診」を導入することとし、検診のさらなる充実に努めることとしました。

(6)	地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	地域福祉課
-----	----------------------	-------

【当初計画】

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らすことができる共助のまちづくりをめざし、7か所の地域ケアネットワーク（井の頭、新川中原、にしみたか、東部、連雀、三鷹駅周辺、大沢）の活動の充実と発展に向けた支援を継続するとともに、居場所づくりや多世代交流など今後の事業展開について関係機関・団体等との連携を進めます。

平成30年度に設立10周年を迎える新川中原地区及びにしみたか地区のケアネットについて、記念事業等の実施に向けて支援をしていきます。

また、福祉人財の養成と活動支援については、引き続き関係機関等と連携して取り組んでいきます。

【目標指標】

- ・ 7 ケアネットの活動の充実と発展に向けた支援の継続
- ・ 設立 10 周年記念事業等の実施に向けた支援
- ・ 傾聴ボランティア活動支援と地域福祉人財養成事業の継続実施

【達成状況】

7 か所のケアネットが地域の特性をふまえ各事業計画にもとづいて取り組む居場所づくり事業、多世代交流事業、見守り・支えあい活動、子育て世代向け事業などの活動支援を行いました。また、ケアネット合同事業や代表者会議での相互情報共有、住民協議会や学校等との事業共催等ネットワークの拡充にむけた取り組みを支援しました。さらに、担い手づくりや内外ネットワークの強化、情報発信といった今後の運営に関する課題解決にむけた学びや協議等への支援を行うと共に、地域サロンの自主運営にむけた環境づくりについて検討しました。また、新川中原とにしみたかの2つのケアネットでの設立 10 周年記念事業等の実施のための支援を行いました。

地域福祉人財の養成と活動支援については、傾聴ボランティアをはじめとする福祉人財の活動支援や新たな人財養成事業の実施を継続しました。

これらの事業の充実と発展にむけて、専門機関、関係機関、団体、大学等との連携を図りました。

(7)	三鷹市障がい者（児）計画の推進と地域生活支援の充実	障がい者支援課
-----	---------------------------	---------

【当初計画】

平成 29 年度に「障がい者計画」及び「障がい福祉計画（第 5 期）」、「障がい児福祉計画（第 1 期）」を「三鷹市障がい者（児）計画」として一体的にとりまとめました。これを踏まえて障がい施策推進にかかる重点課題解決の取り組みを推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていけるまちの実現を目指します。

平成 30 年度においては、新たな取り組みとして、障がい児支援、地域における生活のしやすさ、相談支援の 3 つの課題に対応して、研修を受けて専門知識を身に付けた発達障がい児（者）の子育て経験がある親である「ペアレント・メンター」が、その経験を活かして発達障がい児（者）を子どもに持つ親等に寄り添いながら相談及び助言を行います。また、訪問看護師を派遣して家族に代わり医療的ケアや見守りを行うことで、在宅で重度の障がい者（児）の看護・介護を行うご家族に対して一時的な休息がとれるレスパイトサービスを実施します。

【目標指標】

- ・ 三鷹市障がい者（児）福祉計画の点検・評価・推進
- ・ ペアレント・メンターによる相談及び助言の実施
- ・ 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイトサービスの実施

【達成状況】

平成 30 年 7 月の就労支援部会開催を機に、障がい福祉サービス事業者参加の勉強会の開催や地域包括支援センターとの意見交換、当事者の困りごとのヒアリングなど、それぞれの部会が専門性を活かした活動を行いました。

ペアレントメンターとの相談会を通して相談者の孤立感の解消と心の安定に寄与します。また、相談者同志の交流に発展することも期待できます。

レスパイト事業は、事業開始の初年度であったため、当初見込んでいたほど利用実績は伸びませんでした。市内障がい児（者）の訪問看護ステーション利用状況等から、潜在的なニーズは初年度実績以上と見込んでおり、今後の利用者の増加を図るため、制度の更なる周知・案内に努めるものとします。

(8)	生活保護制度の適正な運用と生活困窮者自立支援事業の推進	生活福祉課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

生活保護受給者の自立へ向けた支援を総合的、組織的に実施するため、自立支援プログラムに基づき、重層的な就労支援、健康管理支援、金銭管理支援に取り組み、社会生活及び日常生活の自立支援の充実を図ります。また、貧困の連鎖を防ぐ観点から、生活保護被保護者自立促進事業を活用し、引き続き小学生から高校生までを対象とした学習塾代を支給し、自立に向けた支援を行っていきます。

本年度からは、他者との関わりが希薄で社会的に孤立している被保護者の社会参加に向けての新たな支援事業（居場所づくり支援事業）にも取り組みます。

生活・就労支援窓口では、家計相談支援事業の有効活用と、「よりそい・さいけん運動」を踏まえた庁内関係部署との連携による支援の充実を図ります。さらに、生活困窮者の抱える複雑な問題に対応するため、訪問や同行支援など適切なアウトリーチにより、公的支援だけでなく、多様な民間の支援（社会資源）を開拓するなど事業の充実を図ります。

なお、平成 30 年 10 月以降に生活扶助基準の見直しが予定されているため、被保護者への周知を丁寧に行っていきます。

【目標指標】

- ・就労自立支援プログラム及び生活困窮者自立支援事業による新規就労者数 100 人（うち、就労自立による生活保護廃止世帯数 30 世帯）
- ・生活困窮者自立相談新規相談件数 300 件 支援件数 100 件

【達成状況】

生活保護の就労支援プログラムによる新規就労実現者数は 56 人（前年度 72 人）で、このうち、就労自立による保護廃止世帯数は 17 世帯（前年度 14 世帯）となりました。また、就労自立した世帯に対して支給することができる就労自立給付金については、38 件（前年 26 件）の実績がありました。生活保護制度の適正な運用に関しては、年金・資産調査員を配置し、保護開始時の資産調査や年金の受給権の調査を行っています。また、課税調査及び年 1 回の資産調査を行い、不正・不適切受給の防止に努めました。

生活困窮者自立相談支援事業では、新規相談件数 509 件（前年度 396 件）内、プラン作成件数 155 件、家計改善相談件数 43 件となりました。今後も関係機関とより一層の連携を図り、相談者に寄り添った支援を継続していきます。

(9)	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	高齢者支援課
-----	--------------------	--------

【当初計画】

介護予防・日常生活支援総合事業で実施している、介護保険の要支援者に対する訪問型・通所型サービスについて、平成 30 年度中にサービス基準を見直し、緩和した基準のサービスの利用の拡大を図るなど、より効果的・効率的な介護予防に取り組みます。また、みたかふれあい支援員の養成を進め、更なる活躍ができるよう、制度の一層の周知を図るとともに、サービス利用要件等の見直しを行います。

市内全 7 地域に配置している生活支援コーディネーターを中心に、各地域の生活支援体制整備を進めるとともに、介護予防を中心とした自主グループの育成及びロコモティブ・シンдрローム予防事業を推進していきます。また、地域ケアネットとの連携を深め、高齢者の生活を地域で支える環境整備を進めていきます。

【目標指標】

- ・緩和した基準の訪問型・通所型サービスの利用者増
- ・みたかふれあい支援員の養成（新規 30 人、フォローアップ 55 人）
- ・生活支援コーディネーターによる介護予防自主グループの立ち上げ支援（30 団体）
- ・地域運動機能向上事業ロコモティブ・シンдрローム予防事業による連続講座の開催（年 4 回→対象：老人クラブ会員 30 人、一般市民 30 人）

【達成状況】

介護予防・日常生活支援総合事業においては、旧国基準から市基準への移行が進んでおり、それに伴うみたかふれあい支援員の養成も推進し、新しい担い手づくりを図っています（新規 17 人、フォローアップ 22 人）。高齢者を支える地域資源開発のため、生活支援コーディネーターと連携して介護予防自主グループの立ち上げに取り組み、高齢者の閉じこもりや心身機能の低下を防ぎ介護予防を推進するため、地域の身近な場所で簡単な体操等や、交流ができる「通いの場」を 20 か所開設しました。

ロコモティブシンдрローム予防事業については、前年度に引き続き、杏林大学、老人クラブ連合会及び社会福祉協議会との協働により年間 4 回の連続講座を開催しました。

(10)	三鷹市自殺対策計画（仮称）の策定	健康推進課
------	------------------	-------

【当初計画】

自殺対策基本法の一部改正（平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、「三鷹市自殺対策計画（仮称）」を策定し、自殺対策を総合的に推進し、市民の支援体制の充実を図ります。

策定に当たっては、国のガイドラインや都計画も踏まえつつ、三鷹市の実態分析から「重点パッケージ」として示された、子ども・若者対策や生活困窮者対策など、具体的な課題を中心に庁内関連部署や関係機関とも情報共有・連携し、その検討結果を集約した上で、計画内容を確定します。

【目標指標】

- ・三鷹市自殺対策計画（仮称）の策定

【達成状況】

庁内全組織を対象に行った「生きる支援」に資する事業の棚卸を通じて、市の各部門が生きる支援につながる施策の充実を図るとともに、関係機関・団体とも本計画を情報共有し、対策の充実を目指し策定しました。

国の示す、5つの基本施策と3つの重点施策作成においては、自殺につながりうる、三鷹市の現状をデータで示しました。

パブリックコメントの実施や、多摩府中保健所及びハローワーク三鷹など関係機関への意見照会、健康福祉審議会（3回）、子ども子育て会議（2回）において報告し、市議会厚生委員会で審議の上、計画を策定しました。

自殺対策計画に「”気づく・つながる”生きるを選ぶまちを目指して」というサブタイトルを付けることで、市民の「生きる支援」に向けた取組であることを強調し、「自殺」というネガティブなイメージや、自殺のリスクを抱えた当事者に誤ったメッセージにならぬよう配慮しました。

(11)	調布基地跡地福祉施設整備等に向けた取り組み	障がい者支援課
------	-----------------------	---------

【当初計画】

令和3（2021）年度にサービス提供を開始する予定で取り組みを進めている三鷹市、府中市、調布市の三市による調布基地跡地の障がい者福祉施設については、施設の整備・運営を担う事業者を選定するために三鷹市が事業者選定委員会を設置し、東京都と調整を図りながらプロポーザル方式による事業者選定を実施します。また、事業者選定後は、三市及び事業者の間で施設運営等に関する協定を締結します。

【目標指標】

- ・事業者選定委員会による事業者の選定
- ・三市及び事業者との協定の締結

【達成状況】

平成30年9月に都による公募が不調に終わってしまったため、再公募に向けたスケジュール等について東京都と協議を進めました。また、府中市及び調布市と公募内容の見直しを含め検討を行いました。

Ⅶ 「子ども政策部の運営方針と目標」の達成状況

子ども政策部長 濱仲 純子
子ども政策部調整担当部長 齊藤 真

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支える高福祉のまちづくりを推進します。

◇子育て家庭が孤立せず、安心して子育てできる環境や基盤を整備するとともに、市内に暮らすすべての子どもとその家族が生き生きと安心して生活できるよう、子ども支援と家族支援を進めます。

◇「三鷹子ども憲章」及び「三鷹市子育て支援ビジョン」の理念の実現に向けて、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体や NPO 法人と連携し、子育て支援施策の推進と充実を図ります。

◇ライフスタイルや就業形態の多様化、核家族化や地域関係の希薄化などの課題に対し、地域、学校、企業、家庭が連携し、協働して「ライフ・ワーク・バランス」の実現を目指します。

(2) 各課の役割

子ども政策部は、児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課、子ども発達支援課の4課から構成されています。子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図るため、①子ども施策全般の企画調整、②児童青少年の健全育成や各種団体への支援、③保育所、学童保育所、多世代交流センター等の整備と運営、④母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく支援、⑤児童に係る各種手当の支給、⑥児童及びひとり親家庭等の医療費助成、⑦私立幼稚園等園児保護者への助成、⑧子ども発達支援センターの運営と子どもの発達支援業務、⑨児童虐待防止等要保護児童対策などの業務を行っています。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

子ども政策部職員 230 人

職員比率（正規職員）子ども政策部 230 人／市職員 986 人 職員比率約 23.3%

(2) 予算規模

平成30年度子ども政策部予算額

一般会計 13,882,370,000 円

3 部の実施方針

◇「子育て支援ビジョン」及び「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進

「三鷹子ども憲章」と「三鷹市子育て支援ビジョン」を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」及び「健康福祉総合計画2022（第1次改定）」に基づく子ども・子育て支援施策を推進します。

子どもや子育て家庭の実態把握やニーズ把握に努めるとともに、「子ども・子育て会議」での評価・検証と検討を通して、すべての子どもの健やかな「育ち」と「成長」を社会全体で支える仕組みづくりと、子どもたちがいきいきと輝き、誰もが安心して子育てできる地域社会の実現に向けた環境整備を進めます。

◇全ての子どもの健やかな育ちを支える妊娠期からの切れ目のない支援の充実

元気創造プラザ内に整備された「子ども発達支援センター」と「総合保健センター」が連携し、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱を軸とした「子育て世代包括支援センター機能」の充実を図り、全ての子どもの健やかな育ちを切れ目なく支援します。

親子ひろばや一時預かり事業など在宅子育て支援の拡充や子育てグループの育成、親同士の交流等のサポート事業の充実に取り組むとともに、子育て家庭の地域での孤立や児童虐待を防ぐため、子どもの育ちと子育て家庭を支援する地域ネットワークの充実を推進します。

また、地域の中核的な子どもの発達支援施設である「子ども発達支援センター」が中心となり、障がい児やその保護者の地域における支援体制の確立を図ります。

◇保育園待機児童の解消と保育サービスの充実に向けた取り組みの推進

家庭生活と仕事の両立が可能となるよう、地域における保育ニーズを踏まえながら、民間認可保育所や認証保育所等の開設を支援し、保育園の待機児童解消を目指します。

また、保育人材の確保・定着支援や「保育のガイドライン」の周知など多様な取り組みを進める中で保育サービスの充実を図ります。

◇ひとり親家庭自立支援事業等の推進

母子家庭等の自立が促進されるよう、子育てや生活・就労等の相談機能強化に取り組むとともに、母子生活支援施設を活用して支援します。また、人権を守る観点からDV被害者についても関係機関と連携して支援します。

◇青少年の健全育成と団体活動への支援の推進

新しい時代の担い手である子どもたちや青少年が地域社会で豊かな心を持ち、心身とも健康に成長できるように、青少年委員協議会、青少年対策地区委員会や青少年補導連絡会等の関係機関・団体や地域の多くの人たちが協力連携し、「児童青少年健全育成活動の基本方針」に沿って活動ができる支援体制の整備を図ります。

◇多世代が交流できる居場所づくりの推進

地域における多世代交流の拠点をめざし開設した「多世代交流センター」について、在宅子育て支援や児童及び青少年の健全育成を推進する児童館機能の一層の充実とともに、多様な世代が身近な地域で学びを深める生涯学習機能の充実を図りながら、総合的な多世代交流が実現するよう取り組みを進めます。

また、子ども・若者育成支援推進法を踏まえ、福祉・教育の関係機関、地域の大学などの研究機関、地域で子ども・若者への支援活動を行っているNPO法人等との連携や

協働を推進し、若者支援の機能を充実します。

◇学童保育所や地域子どもクラブ等の放課後の居場所づくりの充実と安定的な運営の推進

子どもたちが遊びやスポーツ、学習を通じて仲間づくりや社会参加ができるよう、「子どもコミュニティ推進計画」に基づき、地域、学校、家庭が一体となり子どもたちの放課後等の活動の拠点づくりを進めます。

また、子どもたちが安全で安心して生活ができる「居場所」としての学童保育所のサービスの向上と地域子どもクラブの活動の充実を図り、相互の連携の充実を図ります。さらに、学童保育所の入所希望者が増加していることを踏まえ、児童の安全確保を第一として、総合的な居場所づくりに取り組みます。

◇児童に係る各種手当や子どもの医療費助成制度等をはじめとした子育て支援施策の推進

児童の健全な育成や福祉の増進を目的とした各種手当や、子どもの医療費助成、また、幼稚園就園奨励費等の助成も含め各制度の確実な実施と適切な運用を図り、子育て世帯に対する経済的負担の軽減と支援を進めます。

◇災害時等における児童施設の安全環境の確保

児童施設などでは災害時や緊急時に備え危機管理マニュアル等に基づく訓練を行うなど、子育て環境の安全運営を図ります。また、引き続き保育施設における食の安全確保にも努めます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	「子ども・子育て支援事業計画」等の着実な推進	全課
-----	------------------------	----

【当初計画】

「子ども・子育て支援事業計画」に基づく三鷹市における子ども・子育て関連施策について、「子ども・子育て会議」で目標事業量の達成状況を評価・検証し、会議での委員からの意見を踏まえながら、着実な推進を図ります。

また、令和元(2019)年度の「三鷹市子ども・子育て支援事業計画」の改定に向けて子育て支援ニーズ調査、子育てに関する生活実態調査を実施します。

さらに、制定10周年を迎える「三鷹子ども憲章」について、一層の周知を図ります。

【目標指標】

- ・子ども・子育て会議による事業の評価・検証と目標事業量の達成状況の公表
- ・子育て支援ニーズ調査、子育てに関する生活実態調査の実施
- ・三鷹子ども憲章の一層の周知

【達成状況】

「子ども・子育て会議」の場において、子ども・子育て支援事業計画の進捗管理、目標事業量の達成状況の確認、事業の評価・検証等を確実にを行い、PDCAサイクルを回しながら、子ども・子育て支援施策の更なる推進を図りました。

子育て支援ニーズ調査、子育てに関する生活実態調査については、小中学校の全面

的な協力を得ることで高い回収率を確保し、今後の「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けた基礎資料となる有用なデータを把握することができました。

子ども憲章10周年については、児童も参加してデザインを刷新した啓発カードを全市立小中学校の児童・生徒に配付するとともに、記念事業として実施し好評を得た移動動物園事業等でも広く配布を行いました。また、憲法を記念する市民のつどい、中学生の意見発表会において中学生による子ども憲章の朗読を行うなど効果的な普及啓発に努めました。

(2)	子育て世代包括支援センター機能の充実による在宅子育て支援の推進	子ども発達支援課
-----	---------------------------------	----------

【当初計画】

子ども発達支援センター、総合保健センター及び子ども家庭支援センターが連携し、「子育て世代包括支援センター機能」を充実させ、「相談支援」「地域支援」「情報提供」の3つの柱を軸に「ウエルカム ベビー プロジェクト みたか」として妊娠期から切れ目なく全ての子どもの育ちを支援します。

地域開放事業を実施する保育園や多世代交流センター、子ども家庭支援センター及び子ども発達支援センター内の親子ひろば及び子育て支援活動を行っている NPO 法人等が連携し、在宅で子育てをする保護者同士の交流の場を提供するとともに、在宅の子どもと保護者に向けた支援プログラムの充実を図ります。また、子育てサポーターの育成を行うなど、地域における子育て支援の人財育成に努め、協働型地域子育て環境の推進を図ります。

【目標指標】

- ・親子ひろば、各種育児講座及び出前型ひろばの参加者数増加
- ・ウエルカム ベビー プロジェクト みたか展示イベントの実施（利用者支援事業実施7施設共同）
- ・子育てサポーターの養成（年間8人）

【達成状況】

各地域における親子ひろば事業や育児支援講座等について、市民への周知に努めるとともに、事業や講座の内容も充実を図ったことで、前年度同様、多数の参加利用がありました。

また、子育てサポーターについては、目標を上回る14人を養成し、協働型地域子育て環境の推進にも努めました。

各施設の連携の強化及び地域全体で子育てを支え合える取り組みとして市民参加型の「ウエルカムベビープロジェクトみたか」の展示イベントも開催することができました。今後も引き続き、地域全体ですべての子育て家庭を切れ目なく支える「子育て世代包括支援センター機能」の更なる充実を図り、在宅子育て家庭支援の推進に努めます。

(3)	子ども発達支援センターにおける相談訓練事業等の充実	子ども発達支援課
-----	---------------------------	----------

【当初計画】

地域の中核的な療育支援施設である子ども発達支援センターにおいて、総合保健センターの1歳6か月健診で発見された発達課題や育児支援等の必要な子どもとその保護者に対して、親子で行うグループ療育を実施し、療育・子育ての両側面を早い段階（年齢）から支援します。また、市内の保育園や幼稚園に在園している子どもを対象にした、保育所等訪問支援事業やくるみ幼稚園への併用通園を実施し、地域で過ごす子どもの集団生活力の向上にむけた支援と子どもと家族が地域の中でいきいきと安心して生活できるよう家族支援と地域支援に取り組みます。

【目標指標】

- ・ 1歳6か月健診後親子グループ延参加者数 560 組、保育所等訪問支援事業延参加者数 72 人、併用通園延参加者数 110 人
- ・ 家族支援事業延参加者数 235 人、地域支援セミナー（専門研修）延参加者数 300 人

【達成状況】

1歳6か月健診後親子グループには 401 組が参加し、総合保健センターとの連携の下、子育て、療育の両視点から、より早期の段階で支援を実施しました。さらに専門的な支援が必要な子どもに対しては、円滑に子ども発達支援センターの療育グループにつながることができました。今後も引き続き、早期発達支援システムの充実に努めていきます。

保育所等訪問支援事業では、9人の子どもを対象に、子どもへの直接療育を行うだけでなく、子どもが所属する園への支援も行い、集団への適応に向けた支援ができました。対象園を公設公営保育園だけでなく、公私連携型保育園、私立幼稚園に広げ、より多くの方が利用できるようになりました。家族支援事業、地域支援事業については、継続して充実を図ります。

(4)	多世代交流センターのリニューアルオープンに向けた取り組み	児童青少年課
-----	------------------------------	--------

【当初計画】

多世代交流センターにおける地域の多世代交流拠点としての機能を一層強化するため、施設のリニューアル工事を実施します。

また、令和元(2019)年度のリニューアルオープンに向け、世代間の交流や見守りが地域の中でさらに生まれる場となるよう、検討と準備を進めます。リニューアル工事に伴う休館中についても、他の施設を利用しながら切れ目なく「学び」や「遊び」の場を提供し、リニューアルオープン後の運営につながるよう取り組みます。

【目標指標】

- ・ 休館中の事業継続の実施
- ・ リニューアルオープンに向けた検討・準備

【達成状況】

改修工事については、近隣住民の要望も取り入れ、概ね計画どおり実施することができました。工事期間中は切れ目なく事業を実施するために、事務所移転作業を速やかに実施し、代替施設と連携を取りながら、休館中の「学び」と「遊び」の場を市民に提供しました。その中で地域の新たなニーズを掘り起こすことができ、コミュニティ・センターでの移動児童館事業やなんじゃもんじゃの森の活用など、リニューアルオープン後の事業展開につながる成果がありました。

また、リニューアルオープンに向けた検討を進めた結果、部屋の貸出方法についての規則改正は行わず、市民が改修前と同様に利用できるようにしました。

さらに、「多世代交流パートナー制度」による新たな多世代交流事業を実施するために市民説明会を開催し、次年度からの実施に向けた準備に取り組みました。

今後は、リニューアルした施設を活用し、地域の誰もがより利用しやすく、世代間交流が一層活性化するよう、各機能の更なる充実に努めていきます。

(5)	待機児童解消に向けた私立認可保育園の開設支援	子ども育成課
-----	------------------------	--------

【当初計画】

待機児童の解消に向けて、国の「子育て安心プラン」に基づき、平成31年4月に開設する認可保育園（4園）の整備を支援します。開設に当たっては、国・東京都の補助金を活用します。

【目標指標】

- ・待機児童の解消に向けた私立認可保育園4園の開設支援

【達成状況】

当初の計画どおり定員拡充を図ることができましたが、保育士を始めとする保育従事職員の確保は年々難しくなっています。特に施設長候補者や主任保育士など、一定の経験が必要な人材の確保については、各事業者においても課題となっています。開設支援を行う法人の人材確保方策については、選定時より十分な確認が必要で、市においても整備期間を通して定期的な報告を求めるなど、適切な指導を行ってきました。

整備における近隣住民への説明については、事前に事業者と十分な打ち合わせを行い、各整備地域の特性に十分に配慮したうえで、丁寧に実施しました。

(6)	保育人財の確保・定着支援の拡充	子ども育成課
-----	-----------------	--------

【当初計画】

東京都の補助金を活用して、保育士等のキャリアアップに取り組む保育施設に対する支援を引き続き実施します。また、保育従事職員用宿舍の借り上げを行う運営事業者の支援について、認証保育所を対象施設に加えるなど、更なる保育人財の確保・定着を促進します。

【目標指標】

- ・保育人財の確保・定着の更なる促進

【達成状況】

公定価格の処遇改善の加算項目に加え、東京都のキャリアアップ補助事業の活用など、処遇改善に向けた取り組みを積極的に実施しました。同補助事業の対象外となっている公設民営保育園についても、私立保育園等の処遇改善との整合を図るため、市の単独補助により実施しています。

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、対象施設に認証保育所を加え、継続して保育事業者の支援を行いました。キャリアアップ補助事業とあわせ、市内の民間保育所に積極的な活用を呼び掛け、民間保育事業者の安定的な運営と保育の質の確保に資することができました。

なお、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業については、国の要綱改正により、平成30年度からの新規対象者分について、不交付団体の補助率が1/2から3/8に改正されました。平成30年度は、市の減収分を東京都が負担することになりましたが、本制度は令和2(2020)年度までとされていることもあり、今後の国及び東京都の動向について、引き続き注視する必要があります。

(7)	公費負担による保育施設の「おむつ処理」の実施をはじめとした保育サービスの充実	子ども育成課
-----	--	--------

【当初計画】

保育料の改定にあわせて、保育サービスの充実の一環として使用済みおむつの処理を公費負担で実施します。また、認証保育所利用者を対象に実施している保育料の一部助成について、東京都の補助金を活用し、認可保育園の利用ができず一定の基準を満たした認可外保育施設を利用している保護者を対象に加え、利用者支援策の拡充を図ります。

【目標指標】

- ・多様な保育ニーズを踏まえた保育サービスの充実
- ・認可外保育施設利用者の保護者負担の軽減

【達成状況】

保育サービスの充実の一環として実施した公費負担によるおむつ処理については、保護者からの評価も高く、円滑な事業実施が図ることができました。また、保育現場で働く保育士からも、これまで行っていた持ち帰りのための仕分け作業がなくなり、

負担軽減につながったとの声も多く、保育士の働き方改革にも資する施策となりました。

認可外施設利用者助成については、待機児童対策の一環として、一定の要件を満たした認可外保育施設の利用者にも拡充して実施しました。本事業は、東京都の補助制度を活用して実施していますが、東京都は幼児教育・保育の無償化に伴い同制度の再構築・多子世帯に対する新たな支援を盛り込むこととしているため、令和元(2019)年10月に向け、市の方針を検討する必要があります。

(8)	学童保育の拡充と地域子どもクラブ等を拠点とした子どもの居場所づくりの推進	児童青少年課
-----	--------------------------------------	--------

【当初計画】

引き続き学童保育所 29 施設の安定した運営を行います。また、待機児童解消に向け、学童保育所・地域子どもクラブ・むらさき子どもひろば・多世代交流センターを含めた、子どもの総合的な居場所づくりの推進を図ります。具体的には平成 29 年度に試行的に実施した、放課後帰宅することなく直接来館する「むらさき放課後・夏休みクラブ」を通年で実施するとともに、第二小、第三小、第四小、井口小では夏季休業中も地域子どもクラブを実施します。

【目標指標】

- ・学童保育所の安定した運営
- ・待機児童解消に向けた総合的な居場所づくりの推進
- ・「むらさき放課後・夏休みクラブ」と地域子どもクラブでの居場所づくりの実施

【達成状況】

学童保育所の安定した運営を行うとともに、弾力的な運用定員の拡充を図りました。また、むらさき子どもひろばにおいて、「むらさき放課後・夏休みクラブ」を実施し、児童の放課後、長期休業期間中の居場所づくりを推進しました。

地域子どもクラブについては夏季休業中におけるモデル実施を四校（第二小、第三小、第四小、井口小）で行いました。

下連雀五丁目学童保育所（仮称）については設計に着手しました。今後開発事業者と連携し、令和 2 (2020) 年 4 月の開所に向けて、準備を進めていきます。

(9)	児童扶養手当の制度改正等を踏まえたひとり親家庭への支援の充実	子育て支援課
-----	--------------------------------	--------

【当初計画】

ひとり親家庭等に支給している児童扶養手当について、国の制度改正に伴い平成 30 年 8 月分（12 月支給）から全部支給に係る所得制限限度額を引き上げます。また、物価スライドによる手当額の改定（平成 30 年 4 月分から）や未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除のみなし適用（平成 30 年 8 月分から）等の政令改正については、市民周知を図りながら適切に対応していきます。さらに、令和元(2019)年 8 月分からの定例支給

回数の変更に係る制度改正への準備を確実に進めます。

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭への支援にあたっては、経済的支援、子育て・生活支援、養育費の確保支援など各家庭のニーズに合った総合的な支援を、引き続き庁内関係機関連携のもと確実に実施していきます。

【目標指標】

- ・児童扶養手当現況届集中受付 700 件（対象世帯の約 70%）
- ・母子・父子自立支援員による相談者に寄り添った相談支援体制の実施

【達成状況】

ひとり親家庭の状況をしっかり把握するため対面で実施する児童扶養手当の現況届集中受付では、8月中旬に全体の約 87%にあたる 849 件を受け付け、目標を上回ることができました。

健康福祉部、教育委員会をはじめ、庁内関係機関連携が一層進み、相談者のニーズにあった支援メニューを組み合わせ重層的な支援が実施できてきました。

経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に対しては、子どもの貧困対策の視点からも保護者と子どもの双方に対する支援が不可欠であることを踏まえ、子ども家庭支援ネットワークや福祉資金管理・相談システムを活用した相談体制の強化に取り組んでいきます。

(10)	児童虐待に対する組織的対応力の強化	子ども発達支援課
------	-------------------	----------

【当初計画】

近年の相談・通告件数の増加と相談内容の多様化に適切に対処するため、子ども家庭支援センターが、各ネットワーク機関と連携し、多角的に情報を収集するなどして、子どもとその家庭に対して迅速な対応を行います。また、対応にあたっては、保育園や学童保育所、教育委員会をはじめとする庁内及び関係機関との連携をさらに強化し、確実な進行管理を図るとともに、子ども家庭支援ネットワーク運営委員会を充実させ、児童虐待の発生予防と子どもとその家族に向けた組織的対応力の向上を図ります。

【目標指標】

- ・子ども家庭支援センター職員及び関係機関職員のスキル向上研修延参加者 80 人
- ・早期発見及び組織的な早期からの対応による相談の充実と虐待の未然予防

【達成状況】

子ども家庭支援センター新任職員が研修参加し、資格取得とスキル向上を進めました。

子ども家庭支援ネットワーク会議を代表者会議 1 回、運営、実務担当者会議各 6 回実施することで、三鷹市内の児童虐待の状況と適切な支援に向けた情報の共有を行いました。連携強化の為、関係機関の会議や職員勉強会等において要保護児童地域対策協議会の説明を行い、地域における児童虐待の早期発見からの対応を確認しました。

センター職員と関係機関職員とのスキル向上研修を 3 回実施し、延 83 人が参加しま

した。

市民等に向けた虐待予防の取り組みについては、11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせて三鷹駅頭でのキャンペーンの実施により啓発グッズ 500 セットを配付し周知に努めました。さらに、市民、関係機関職員向けの講演会を開催し 82 人が参加しました。小学 1 年生と中学 1 年生に SOS カードを配付することで、虐待の未然予防に努めました。

Ⅷ 「都市整備部の運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長	田口 久男
都市整備部調整担当部長	小泉 徹
都市整備部広域まちづくり等担当部長	小出 雅則

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。

◇都市計画道路や都市交通環境の整備、緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。

◇データベースシステムを活用して、施設保全情報の一元的管理を行うとともに、道路、下水道等を含む公共施設のより総合的かつ計画的な管理を推進し、公共施設の効率的な維持・保全・活用や長寿命化に努めます。

◇下水道施設については、更新とともに広域的な視点からの再構築をめざすこととし、安定した下水道機能の確保、耐震化の向上及び都市型水害対策を促進します。

(2) 各課の役割

都市整備部は、都市計画課、まちづくり推進課、公共施設課、道路交通課、建築指導課、水再生課、緑と公園課の7課で構成されています。「人間のあすへのまち」の実現をめざし、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画及び住宅政策、②都市計画道路及び再開発、③公共施設の一元管理、④道路、橋梁等及び都市交通、交通安全対策、⑤建築基準行政、⑥下水道、⑦緑化及び公園などを役割分担し、連携しながらその推進及び整備を行っていきます。

2 部の経営資源（平成30年4月1日現在）

(1) 職員数

都市整備部職員 124人

職員比率（正規職員）都市整備部 124人／市職員 986人 職員比率約 12.6%

(2) 予算規模

平成30年度都市整備部予算額

一般会計 2,959,962,000円

下水道事業特別会計 3,236,649,000円

3 部の実施方針

◇緑と水の公園都市をめざす事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて、「緑と水の基本計画 2022（第1次改定）」に基づき、自然緑地等の保全、公園緑地等の公有地化を促進するとともに、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づいた再整備や管理運営に取り組み、すべての市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を進めます。また、市民との協働の取り組みを引き続き推進するため、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と連携を図りながら、緑化等を推進します。都市農地及び緑地等保全・活用のための施策にも取り組むとともに、都市計画制度（用途地域、生産緑地地区等）を活用しながら、目標とする都市像実現に向けた適切な土地利用を誘導していきます。また、三鷹らしい景観づくりに向けて、公共施設整備等の中で、景観づくりを先導していきます。空き家等については、三鷹市空き家等対策計画（仮称）を策定し、空き家等の適正管理を推進します。こうした取り組みやまちづくりの全般的な事業を通して、緑と水の豊かで良好な都市環境の創出に取り組みます。

◇都市計画道路の整備

幹線道路の適切なネットワーク化等を図るため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、東京都及び近隣区市とも連携して、都市計画道路の整備を推進します。

市施行の都市計画道路の整備としては、三鷹都市計画道路3・4・13号及び「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」を活用した三鷹都市計画道路3・4・7号（八幡前交差点～下連雀七丁目交差点区間）の取り組みを進めていきます。

また、国が進めている東京外かく環状道路事業については、引き続き「対応の方針」が、確実に実行されるよう、国・東京都に対し強く要請します。さらに、中央ジャンクション（仮称）蓋かけ上部空間等の利用及び周辺のまちづくりについては、これまでの取り組みによる市民意見を反映したゾーニング等に基づき、「北野の里（仮称）まちづくり整備計画」の策定に取り組みます。

引き続き、東京都が「対応の方針」に外環整備にあわせて整備することを示したジャンクション周辺の都市計画道路について、早期完成に向けて関係機関と協議を進めるなど、協働によるまちづくりの展開が図られるよう取り組みます。

◇三鷹駅前再開発事業の推進

平成28年度に策定した「三鷹駅前地区再開発基本計画2022」に基づき、都市の危機管理、都市の活性化、良好な市街地の形成、まちの個性の創出、環境に配慮したまちづくりの5つの基本的な視点のもと、歩行者などの回遊性やにぎわいの創出、景観づくりの誘導などにより、質の高い総合的なまちづくりを進めます。

また、三鷹駅南口中央通り東地区については、UR都市機構と連携し、三鷹駅前地区の活性化の拠点となる地域のまちづくりの検討を進めるとともに、関係権利者の合意形成と都市計画決定に向けて取り組みます。

◇都市交通環境の整備

バス交通については、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、市民ニーズ等を把握し検証を行うなど、市域全体の交通利便性の向上に向けて、平成 29 年度に見直しした路線も含め、みたかバスネットのさらなる見直しを図ります。

また、平成 29 年度に策定した「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」に基づいて、利便性の高い安定的な駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化などについて取り組みます。さらに、鉄道駅周辺の放置自転車対策や既存の駐輪場をより効率的に活用する仕組みとして、平成 28 年度から社会実験を実施してきたサイクルシェアについては、事業の本格実施に向けた準備を行います。あわせて、自転車に関係する事故が多いことから、三鷹警察署と連携して、自転車の安全利用や交通ルール・マナーの周知に関する啓発活動等の取り組みを推進します。

三鷹駅南口駅前広場は、市の玄関口として多くの市民の皆様に広く利用されています。しかしながら、供用開始から 20 年以上が経過しており、更新時期を迎えた設備等もあることから、今後は、ペDESTリアンデッキ等の適切な維持管理により、安全性の維持と快適性の向上に取り組めます。また、天候や時間帯により混雑が生じている三鷹駅南口駅前広場について、公共交通機関の適切な運用が図られるよう交通環境の改善に向けた調査・検討に取り組めます。

◇耐震改修の促進

社会情勢の変化や熊本地震等を踏まえ、平成 29 年度に改定した「三鷹市耐震改修促進計画」に基づき、対象建築物の耐震化を計画的に推進していきます。

公共施設の耐震化については、防災上重要な公共建築物の耐震化率 100%を達成する見通しとなりました。その他の公共施設等についても、引き続き耐震化の取り組みを進めていきます。

また、特定緊急輸送道路沿道建築物については、優先的に耐震化を促進するため、東京都と連携を図りながら所有者に対して必要な指導、助言等を行います。

◇下水道事業の推進

長寿命化及び地震対策事業を統合した「下水道再生計画」に基づき、下水道施設の改築及び耐震化を行い、安全安心な生活環境の確保に努めます。集中豪雨による都市型水害への対応としては、中原地区の中仙川改修事業や雨水貯留施設の検討を進めるとともに、水害が発生する地域において、雨水管整備工事を行います。

また、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入については、関係機関との協議を進めるとともに、編入までの間、東部水再生センターの延命化に取り組めます。

下水道事業への地方公営企業法適用については、令和 2 (2020) 年 4 月の適用に向け、公営企業会計システムの一部導入、条例・規則等の制定及び改廃の検討などの移行事務を進めます。

◇建築基準行政の推進

市民の生活基盤である建築物の建築基準法令等を遵守することは、安全で安心なまちづくりの根幹となるものです。平成 28 年度に改定した「三鷹市建築安全マネジメント計画」等に基づき、庁内関係部課はもとより警察、消防及び保健所と積極的な連携を図り、更なる建築物の安全対策の推進に努めます。

◇公共施設ファシリティ・マネジメントの推進

平成 28 年度に策定した「三鷹市公共施設等総合管理計画」に基づき、道路、下水道を含む市が保有する公共施設の総合的かつ計画的な管理に取り組み、更なるファシリティ・マネジメントの推進を図ります。

また、公共建築物の効率的な維持・保全・活用や長寿命化をめざし、施設の現状を踏まえた工事内容の精査、的確な修繕・更新工事の実施、施設所管課による継続的で安定した施設管理の啓発等を重視しながら、「三鷹市公共施設維持・保全計画 2022」を着実に進め、安全安心で快適に利用できる施設の確保に努めます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	下水道再生計画の推進と都市型水害対策の整備【下水道施設の長寿命化等の推進及び災害に強い下水道の整備】	水再生課
-----	--	------

【当初計画】

「下水道再生計画」に基づき、長寿命化対策事業として、東部水再生センターの機械設備等改築工事、監視制御設備等更新工事（第 2 期）及び電気設備等改築工事の実施設計を行うとともに、管路施設の実施設計及び改築・修繕工事を実施します。また、令和 3（2021）年度以降における国のストックマネジメント支援制度を活用した事業の準備にも取り組みます。地震対策事業としては、震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざし、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化工事を行い、災害に強い下水道施設の推進を図ります。

さらに、集中豪雨による都市型水害に対応するため、中原地区において中仙川改修事業や雨水貯留施設設置工事の検討を進めるとともに、浸水被害が発生している大沢地区に雨水管等を整備します。また、家屋への浸水被害の軽減を図るため、止水板設置工事費の一部を助成する事業を実施します。

【目標指標】

- ・長寿命化事業として下水道施設の改築
- ・地震対策事業として下水道施設の耐震化
- ・集中豪雨による都市型水害対策の推進

【達成状況】

長寿命化事業として、東部水再生センター、管路施設の工事及び設計を実施しました。また、地震対策事業として牟礼老人保健施設はなかいどうの耐震化工事を実施し、東部水再生センターの耐震補強工事を行いました。都市型水害対策事業については、中仙川改修事業の実施、大沢グラウンド通りの雨水管整備工事、中原地区の中仙川雨水貯留施設の設計、止水板設置工事費の一部助成を行いました。

(2)	管理不適切な空き家等の適正管理の推進	都市計画課
-----	--------------------	-------

【当初計画】

総合的な空き家等対策を推進するため、三鷹市空き家等対策協議会による専門的な見地からの審議やパブリック・コメント等により市民意見を反映させながら、三鷹市空き家等対策計画（仮称）を策定します。

また、管理不適切な空き家等の対策については、啓発用パンフレットの配布や固定資産税の納税通知書の発送時に啓発用ちらしを同封することなどの取り組みにより、所有者が空き家等の適正な管理に努める必要があることについて広く啓発を図ります。市民から苦情等を受けた空き家等については、引き続き、市から所有者へ改善を促すとともに、所有者不明の空き家等については、財産管理人制度を活用することなどについて、検討していきます。

さらに、弁護士会、東京司法書士会などの専門家団体と協定を締結し、空き家所有者等を対象とする専門的な相談窓口を設置する取り組みを進めていきます。

【目標指標】

- ・三鷹市空き家等対策計画（仮称）の策定
- ・管理不適切な空き家の改善を促進するための啓発や相談体制の拡充

【達成状況】

三鷹市空き家等対策計画については、庁内プロジェクト・チーム及び三鷹市空き家等対策協議会などで検討を重ね、パブリックコメントを実施して市民意見を募り、同協議会への計画案の諮問・答申を経て、平成 31 年 3 月におおむねスケジュールどおりに確定しました。また、法律、税、不動産などに関する専門家団体及び金融機関の計 12 団体と協定を締結（平成 30 年 12 月 5 日及び平成 31 年 2 月 4 日）し、意見交換会を 1 回開催しました。今後、当該 12 団体と連携を図り所有者等に有用な専門的な相談窓口を設置し、空き家の所有者等を支援していきます。

啓発事業として、東京都の空き家ワンストップ相談窓口設置事業者との共催により、空き家対策セミナー及び個別相談会を各 2 回開催しました。啓発用パンフレットの発行、固定資産税納税通知書の発送時に啓発用ちらしを同封することについては継続して行いました。

(3)	三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの改修に向けた取り組み	道路交通課
-----	-----------------------------	-------

【当初計画】

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキは、平成 27 年度に行った点検調査の結果、構造的に緊急を要する修繕箇所はありませんでしたが、供用開始から 20 年以上が経過しており、降雨時に冠水など不具合の発生が年々増加しています。予防保全の観点からも一定の措置が必要であることから、安全性、利便性及び経済性を考慮しながら、今年度に策定を予定している改修計画を踏まえ、計画的かつ段階的な改修等に取り組みます。平成 30 年度は、平成 5 年度に供用開始したデッキを中心に、令和元(2019)年度に行う化粧パネ

ルの撤去工事の設計及びデッキ大屋根雨どいのシール工事を行います。また、更新時期を迎えた設備について、平成5年に設置したエスカレーター1基及び監視システムのリニューアル工事を行います。

【目標指標】

- ・三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの適切な維持管理
- ・市民利用における快適性と安全性の確保・向上に向けた施設改修

【達成状況】

三鷹駅南口ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画を策定し、今後、効果的かつ効率的な修繕工事等を計画的に進める取り組み内容を明確にしました。具体的な取り組みとして、予防保全の観点を踏まえた修繕等を実施し、三鷹駅南口ペDESTリアンデッキの健全性の確保と適切な維持管理の推進を図りました。

(4)	三鷹駅南口駅前広場等の交通環境の改善に向けた検討	道路交通課
-----	--------------------------	-------

【当初計画】

天候や時間帯により、三鷹駅南口駅前広場の混雑が生じていることから、ロータリー内の車両滞留の解消、バス降車場での歩行者の安全確保など、三鷹駅南口交通環境の改善に向けた調査・分析・検討を実施します。

検討にあたっては、地域公共交通活性化協議会に学識経験者等の専門家から成る専門部会を立ち上げ、バスなどの乗降場所の再配置や交通規制の見直しなど、課題解決に向けた検討を行います。

【目標指標】

- ・三鷹駅南口駅前広場の交通状況調査・分析の実施
- ・地域公共交通活性化協議会専門部会での対応策等の検討及び報告書作成

【達成状況】

三鷹駅南口交通環境の改善に向けた調査・分析・検討を実施するため、委託契約を締結し、南口駅前広場の現状、課題を整理するとともに、交通量、バス利用状況等の調査を行いました。また、地域公共交通活性化協議会の下に、学識経験者等の専門家から成る専門部会を設置し、第1回目の南口駅前広場周辺の実査をはじめ、バス降車場における二重停車等の課題に対する解決方策等について、計4回の会議の中で検討しました。検討の結果、①駅前広場における運用ルールの徹底、②バス等交通施設の再配置、③交通規制の変更、の3つの方向性を示し、活性化協議会に専門部会としてとりまとめた報告書を提出しました。

(5)	駐輪場等の適切な利用や運営に向けた「駐輪場整備運営基本方針」の推進	道路交通課
-----	-----------------------------------	-------

【当初計画】

平成30年3月に策定した「三鷹市駐輪場整備運営基本方針」に基づき、駐輪場の適切

な利用や効果的な運営に向けて、一時利用駐輪場と定期利用駐輪場の再配置や利用料金の適正化を行うとともに、駐輪場をより効率的に活用する等の効果が期待できるサイクルシェアについて、令和元(2019)年度の本格実施に向けた準備を進めます。また、サイクルシェアの取組みの位置付けも含め、今後の同方針に基づいた駐輪場の整備運営等の展開を踏まえ、「三鷹市自転車等の放置防止に関する条例」の見直しを行います。

【目標指標】

- ・「三鷹市自転車等の放置防止に関する条例」の見直し
- ・サイクルシェア事業の本格実施に向けた準備

【達成状況】

条例制定については、9月にパブリックコメントを実施するとともに、12月議会にて「三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例」として議決を受けました。新条例は、従前の「三鷹市自転車等の放置防止に関する条例」及び「三鷹市自転車の安全利用に関する条例」を移行・統合して旧条例を廃止するとともに、新たに学校を含めた各種事業者との協働などの視点や、サイクルシェア事業の規定等を設けました。

サイクルシェア事業については、社会実験報告書を6月に取りまとめるとともに、指定管理候補者について選定・評価委員会に諮り、条例と同じく12月議会にて議決を受けました。また、4月からの本格実施に向けた準備を行いました。

これらの取組みにより、自転車の安全利用や駐輪場の適正利用の向上を図りました。

(6)	都市計画制度（用途地域、生産緑地地区等）を活用した適切な土地利用の誘導	都市計画課
-----	-------------------------------------	-------

【当初計画】

平成29年の都市計画法、生産緑地法等の一部改正をふまえ、都市農地を保全し、地域特性に合った適切な土地利用を誘導するため、用途地域、生産緑地地区等の都市計画制度の活用を検討するとともに、平成27年度に策定した「三鷹市用途地域等の見直し方針」に基づき、良好な住環境の保全、商業の活性化及び都市型産業等の育成に向けた具体的な施策の検討をするとともに、個別に抽出した地域における具体的な課題について用途地域の変更、地区計画の策定等を検討します。

三鷹台駅前周辺地区については、平成30年度策定予定の「まちづくり推進地区整備方針」に基づき、地区計画の都市計画決定に向けて取り組みます。また、土地利用の転換が図られる地域については、周辺環境に配慮した地区計画の策定を検討します。

【目標指標】

- ・三鷹台駅前周辺地区の地区計画の都市計画決定に向けた取り組み

【達成状況】

三鷹台駅前周辺地区については、7月に策定した「まちづくり推進地区整備方針」に基づき、三鷹都市計画道路3・4・10号を都市計画変更（廃止）するとともに、三鷹台駅前周辺地区地区計画を都市計画決定しました。地区計画に定めた地区の目標や今後の取組みを一層推進するため、令和元(2019)年度以降もまちづくりの取り組みを

継続して実施します。

5年ごとに実施している土地利用現況調査を実施しました。土地利用の現況及び過去との比較を活用することで、各地域、地区のまちづくりの取組みを進めるとともに、土地利用総合計画 2022 の第 2 次改定等にその内容を反映させます。

土地利用検討プロジェクトチーム（旧名称：用途地域等検討プロジェクトチーム）において、都市緑地法等の一部改正を踏まえ、都市農地を保全し、良好な住環境と調和した営農環境の形成に向けた方向性について、情報共有し、今後の庁内横断的な取組みの礎を築きました。

(7)	「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」の策定及び都市公園等の公有地化・整備の推進	緑と公園課
-----	--	-------

【当初計画】

平成 29 年度より庁内推進チームを中心に検討を進めてきた、公園・緑地の整備と管理運営の基本的な考え方等を示した「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を策定するとともに、指針に基づく施設整備及び管理運営の推進等に取り組みます。

また、都市公園等の公有地化として、新川あおやぎ公園、丸池公園及び中仙川児童公園の用地取得を行います。緑と水の公園都市の実現に向けて、大沢の里、中仙川児童公園等の施設改修を進め、すべての市民が安全で安心して憩い集える空間等の創出を図ります。

【目標指標】

- ・「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」の策定及び推進
- ・都市公園等の公有地化・整備の推進

【達成状況】

緑と水の公園都市の実現に向けて、公園・緑地に求められる機能や地域ニーズの多様化等の課題に対応するため、適切な活用に向けた公園・緑地づくりの基本的な考え方を示した「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」（平成 30 年 5 月）を策定しました。策定にあたっては、庁内推進チームを中心に、利用実態の調査等や専門家等の意見を聴きながら取り組みました。また、同指針に基づき、ボール遊びが可能なスペースや健康遊具などを設置した「下連雀こでまり児童遊園」を整備（11 月）しました。

借地公園（新川あおやぎ公園、丸池公園、中仙川児童公園）の公有地化により公園緑地が永続的に確保されました。また、「三鷹市大沢の里古民家」の外構工事を含めた大沢の里公園や中仙川児童公園の拡張（用地取得部）整備、野崎三丁目公園（大沢青少年広場）のバリアフリー化など、施設等改修によって、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを推進しました。

(8)	日本無線跡地 C 地区整備の推進（下連雀五丁目公園（仮称）、市道第 47 号線）	道路交通課 緑と公園課
-----	--	----------------

【当初計画】

市内事業者等の操業環境支援のための事業用地の確保を図ってきた C 地区において、

平成 30 年度は、将来的な東西道路の確保を目指して、区域内の道路築造工事を実施します。

また、下連雀五丁目第二地区地区計画区域内において、緑地等を集約し、市民に親しまれる公園の整備を実施します。整備にあたっては、「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」を踏まえ、ボール遊びが可能なスペースや健康遊具の設置など、地域ニーズ等にあった機能や緑と公園都市にふさわしい周辺と調和した公園づくりを進めます。また、「三鷹市景観づくり計画 2022」において配慮が求められている住工共存の景観づくりに取り組みます。

【目標指標】

- ・安全で快適な歩行空間のための道路築造
- ・「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づく良好な環境保全とともに地域ニーズを踏まえた公園緑地の整備

【達成状況】

道路整備については、日本無線跡地の事業用地を購入した事業者と調整を図り、適切に整備を進めることができました。また、公園整備については、5月に策定した「公園・緑地の適切な活用に向けた指針」に基づき、ボール遊びが可能なスペースや健康遊具などを設置し、市民に親しまれ魅力ある公園「下連雀こでまり児童遊園」を整備しました。開園後の利用者からも好評をいただいています。

(9)	三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進【まちづくり推進地区整備方針に係る取り組み】【市道第 135 号線の整備】	まちづくり推進課 道路交通課
-----	---	-------------------

【当初計画】

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、引き続き関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら「まちづくり推進地区整備方針」を策定します。その後、同方針に基づき都市計画道路や駅前広場の都市計画を変更（廃止）し、地区計画による面的なまちづくりに取り組みます。地域のまちづくり活動については、(株)まちづくり三鷹とともに引き続き支援を行います。

また、平成 17 年 10 月に策定した「市道第 135 号線緊急整備方針」に基づき、三鷹台駅前周辺地域の市道第 135 号線（三鷹台交番～立教女学院区間、延長約 232m）について、バリアフリーに配慮した歩行空間の整備を行うとともに、車道の舗装工事等に取り組み、整備の完了を目指します。

【目標指標】

- ・まちづくり推進地区整備方針の策定
- ・バリアフリーに配慮した歩行空間等の整備

【達成状況】

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、関係権利者や地元住民等の意見を聴きながら、平成 30 年 7 月にまちづくり推進地区整備方針を策定し、本方針に基づき、平成 31 年 2 月に三鷹 3・4・10 号の都市計画変更（廃止）等を行い、三鷹台駅前周辺地区のまちづくりを推進しました。引き続き、本方針に基づき用途地域の変更や駅前広場整備事業について、まちづくり協議会等の市民意見を聴きながら

取り組んでいきます。

地域のまちづくり活動については、㈱まちづくり三鷹と連携し、「神田川こいのぼり祭り」の活動等、三鷹台まちづくり協議会を支援していきます。

三鷹台駅前周辺地区の市道第 135 号線(三鷹台交番～立教女学院区間、延長約 232m)については、三鷹台まちづくり協議会や三鷹台商店会等の地域住民と意見交換を重ねて道路づくりに取り組みました。植栽、歩道の色やデザイン、横断抑止柵の配置等について、安全で快適な歩行空間の実現に向けて様々な意見をいただき、整備に反映することができました。

(10)	東京外かく環状道路整備に伴うまちづくりの推進	まちづくり推進課
------	------------------------	----------

【当初計画】

「北野の里（仮称）」の具現化に向け、ワークショップ等で提案されたゾーニングやコンセプト等に対する市民意見を反映した「北野の里（仮称）まちづくり整備計画」の策定に取り組みます。また、北野の里（仮称）の良好な景観づくりに向けた検討についても併せて行い、農のある風景の保全に取り組んでいきます。外環事業の工事等の実施に伴う影響への対応や地域の交通安全及び防犯対策等について話し合う、「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」を地元住民と協働で運営し、工事期間中等の地域の安全・安心対策などに取り組みます。

さらに、周辺都市計画道路等の事業の推進に向けて関係機関と協議を進めるなど、引き続き協働によるまちづくり及びみちづくりが進むよう積極的に取り組みます。平成 21 年に国・東京都が示した「対応の方針」が確実に実行されるよう、引き続き国・東京都に強く要請します。

【目標指標】

- ・北野の里（仮称）のまちづくり整備計画の策定
- ・ジャンクション周辺地域のまちづくりと連携したみちづくりの取り組み

【達成状況】

北野の里（仮称）ゾーニング案の説明の場を開催して広く市民に説明し、北野の里（仮称）ゾーニングを確定しました。また、都市農地の保全に向けた取り組みとして、実証実験を㈱三鷹ファームとともに行いました。

外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会を地元住民との協働により 2 回開催しました。地域住民及び関係機関等とともに工事に伴う代替道路等を確認し、安全対策・防犯対策を検討し、国等の事業者に対策を求め、対応させました。

北野の里（仮称）まちづくり整備計画については、整備主体、管理主体等様々な課題があり、策定には至りませんでした。国・高速道路会社・東京都及び三鷹市による話し合いを重ねるとともに、庁内対策連絡会議、助言者会議で意見をいただき、計画策定に向け検討を進めました。

(11)	三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進	まちづくり推進課
------	----------------------	----------

【当初計画】

「三鷹駅前地区再開発基本計画 2022」に基づき、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発事業が、市の「玄関口」のシンボルにふさわしい地区の活性化の拠点として、回遊性やにぎわいの創出が図られるよう検討を進め、地元との合意形成を図るとともに、UR 都市機構との連携を強化しながら、市街地再開発事業等に向けた取り組みを進めます。

また、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と第一種市街地再開発事業の都市計画に加えて、中央通り買物空間整備事業との一体的な整備が進められるよう、地区計画等の面的なまちづくりについても検討し、関係地権者及び地域住民と調整を図りながら都市計画決定をめざします。

【目標指標】

- ・都市計画決定に向けた取り組みの推進

【達成状況】

引き続き、施行予定者である UR 都市機構と連携し、関係権利者の合意形成を進めるとともに、関係機関との協議調整などに取り組み、都市計画手続き着手に向けて事業の進捗を図ります。

(12)	花と緑のまちづくりの推進	緑と公園課
------	--------------	-------

【当初計画】

NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会が行う講座、人財の育成事業、緑の保全・緑化推進事業等への支援を行うとともに、ガーデニングフェスタの開催、街かど花壇等の管理、ふれあいの里のイベント等を同協会に委託し、市民、事業者との協働による花と緑のまちづくり事業の展開を図ります。また、三鷹中央防災公園においては、様々なイベントやボランティア活動のフィールドとして活用するなど、指定管理者との連携により適切な施設運営及び維持管理に取り組みます。

【目標指標】

- ・NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会と協働した花と緑のまちづくりの推進
- ・三鷹中央防災公園の適切な管理運営

【達成状況】

緑と水の公園都市にふさわしい花と緑のまちづくりの推進については、花と緑のまち三鷹創造協会と連携しながら、「ガーデニングフェスタ 2018」の開催（9月29日：三鷹中央防災公園）や市民参加で取り組む街かど花壇づくり、花と緑の広場の運営等を市民と協働で取り組みました。また、三鷹中央防災公園の指定管理者である（公財）三鷹市スポーツと文化財団と連携し、利用者等への迅速な要望対応も行いつつ、適切な管理運営を行いました。さらに、東京都の土地利用現況調査データを使用し、緑の現況調査（前回は平成25年度）を実施し、本市における緑地の現状を把握しました。

Ⅷ 「教育委員会事務局教育部の運営方針と目標」の達成状況

教育部長兼教育部調整担当部長 宮崎 望

1 部の使命・目標に関する認識

(1) 部の使命・目標

◇「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成をめざし、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育を柱に、学校・家庭・地域との連携・協働による学校教育の推進を図ります。

◇ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会の実現をめざします。

(2) 各課の役割

教育部は、総務課、学務課、指導課で構成する事務局と、図書館などの所管施設で構成され、それぞれ、①教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、教育施設の営繕・維持管理、②通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、③学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、④図書館での資料収集・貸出、読書活動の推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源（平成 30 年 4 月 1 日現在）

(1) 職員数

教育委員会事務局等職員 134 人

職員比率(正規職員)教育委員会事務局等 134 人／市職員 986 人 職員比率約 13.6%

(2) 予算規模

平成 30 年度教育委員会事務局予算額

一般会計 4,115,104,000 円

そのうち人件費を除く事業費の予算額

一般会計 3,680,642,000 円

3 部の実施方針

◇コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

持続可能なコミュニティ・スクールの充実と発展をめざし、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実と各学園の学園運営や教育活動の充実・発展を図ります。地方教育行政法や社会教育法の一部改正を生かし、「コミュニティ・スクール委員会」を学園単位の学校運営協議会として一本化し、より一体感のある学園運営を推進します。学校と学校支援ボランティアの調整機能を強化するとともに、事務局機能の充実を図るため、「コミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）」を配置し、組織的かつ継続的に学校支援が可能となるような体制づくりを推進します。

学校教育法等の一部改正を生かし、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」として、より学園としての一体感を深めるとともに、新学習指導要領を踏まえた「小・中一貫カリキュラム」の改訂の仕上げと実践を図り、義務教育9年間の連続性と系統性のある教育活動を推進します。

◇知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

改訂した小・中一貫カリキュラムを活用し、義務教育9年間における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導の推進を図る中で、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てる教育内容の充実を図り、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努めます。

◇総合教育相談の充実

一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える教育支援を推進するとともに、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の特長を活かし、義務教育9年間を通じた継続的かつ系統的な教育支援のさらなる充実を図ります。また、子ども発達支援センターをはじめ、福祉・保健・医療等関係機関との連携を通して総合教育相談の充実を図り、0歳から18歳までの生活や学習上の困難さの改善と自立や社会参加の促進を支援します。

◇学校における働き方改革の推進と組織的な学校運営の充実

喫緊の課題となっている教員の長時間勤務の課題解決のため、教員が担うべき業務に専念できる環境の確保、教員の意識改革、部活動の適正化について、平成29年度に策定した「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、ライフ・ワーク・バランスの推進と教育の質の向上を図ります。また、「チームとしての学校」として、組織的な学校運営の改善・充実に努めるとともに、様々な専門スタッフの配置を拡充し、多様な人材がそれぞれの専門性を生かして能力を発揮できるよう、学校のマネジメント力を強化します。

◇安全で快適な教育環境の整備

児童・生徒が安全で快適な教育環境で学べるよう、老朽化対策と非構造部材の耐震化を含めた学校施設の長寿命化改修工事を計画的に実施するとともに、学校トイレの洋式化やバリアフリー化を推進します。なお、これらの事業実施にあたっては、国・東京都の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

学校施設の計画的かつ効果的な改修を進めていくため、学校施設長寿命化計画（仮称）策定に向けた調査を実施します。

学校、地域等が行う見守り活動を補完し、安全確保の強化を図るため、学校、保護者、地域等と協議しながら、通学路への防犯カメラの設置を進めます。

情報セキュリティの強化を図りながら、教育ネットワーク及び校務支援システムの適切な更新を進めるとともに、ICTを活用した授業モデルの研究や教職員研修を推進し、効果的な活用に向けた検討を進めます。

◇児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

全市域を対象とした児童・生徒数及び学級数の将来推計の適切な更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適正な学習環境の確保を図ります。

下連雀五丁目第二地区開発事業への対応方針に基づく、通学区域の変更にあたっては、適切な教育環境の確保と通学路の安全確保を図るとともに、保護者、地域への丁寧な周知に努め、適切な対応を図ります。

◇地域の情報拠点としての図書館サービスの充実

図書館の基本的な機能の充実と市民が交流する拠点として、「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に掲げるめざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、きめ細かな図書館サービスを展開するとともに、地域の情報拠点としての図書館サービスの充実を図ります。また、点検・評価を実施することにより、利用者満足度向上に向けて取り組みます。

老朽化した東部図書館の適切な施設維持のため、耐震工事、空調設備及びトイレ等改修工事を実施します。合わせて、ホスピタリティの高い滞在・交流型施設へのリニューアルに向けて取り組みます。また、地域に根付き、魅力ある図書館活動をめざし、東部図書館サポーターを設立し、サポーターの養成に取り組みます。

4 個別事業の達成状況（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

(1)	コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展	指導課
-----	--------------------------------	-----

【当初計画】

地方教育行政法や社会教育法の一部改正を生かして、「コミュニティ・スクール委員会」を学園単位の学校運営協議会として一本化するとともに、学校支援が組織的かつ継続的に可能となるよう、「コミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）」を配置し、学校と学校支援ボランティアとの調整機能を強化しながら、学校支援活動等の更なる充実を図ります。

学校教育法等の一部改正を生かして、法制度上位置付けられた「小中一貫型小学校・中学校」として、学園長の権限を明確化し、より一体感のある学園経営を充実するとともに、新学習指導要領を踏まえて平成 29 年度に改訂した「小・中一貫カリキュラム」について、指導内容の追記等カリキュラムの仕上げと教育活動における実践を図り、義務教育 9 年間の連続性と系統性のある教育活動を推進します。

さらに、連雀学園、東三鷹学園、おおさわ学園の 3 学園が開園 10 周年を迎えることから、記念事業を実施し、これまでのあゆみと成果を振り返るとともに、学園の未来に向けて発信する機会とします。

【目標指標】

・「コミュニティ・スクール推進員（地域学校協働活動推進員）」の配置による学校と学校支援ボランティアとの調整機能の強化及び学校支援ボランティアの登録者数・参加者数の増加

- ・各学園のコミュニティ・スクールだより等を活用した積極的な広報活動や学校支援者養成講座等の充実
- ・「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」のリーフレットの作成
- ・3学園合同による開園10周年記念事業の実施と記念誌の作成
- ・市立小学校卒業者の市立中学校への進学者数の割合の増加

【達成状況】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を生かして、学園単位の学校運営協議会としてのコミュニティ・スクール委員会に一本化するとともに学園長の権限を明確化し、学園長会議、CS会長・副会長連絡会等を通して、より一体感のある学園運営の充実を図りました。リーフレットの改訂や小・中一貫教育実践事例集を作成し、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育についての理解をさらに深めました。また、各学園毎の開園10周年記念事業や記念誌作成とともに、7学園の関係者等が参加した3学園合同記念式典、記念講演を通して、3学園のみならず全7学園にとってもこれまでの成果を振り返る機会となりました。

(2)	知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	指導課
-----	-------------------------------	-----

【当初計画】

新学習指導要領に準拠した「三鷹市立小・中一貫教育校小・中一貫カリキュラム」に基づき、9年間の義務教育における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を図る中で、知・徳・体の関連に配慮しながら、様々な教育活動を充実させ、「人間力」、「社会力」の一層の育成に努めます。新学習指導要領への適正な移行に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善を図ります。

新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点を活用した指導の改善を図ります。また、平成30年度から東京都での先行実施、令和2(2020)年度から全面実施となる小学校5・6年生の教科外国語(英語)及び3・4年生の外国語(英語)活動の教員の指導力を高めるため、教員研修の充実を図ります。

全国学力・学習状況調査結果の分析を進め、「三鷹『学び』のスタンダード」(学校版)も活用しながら、学習指導の改善と学習習慣の確立を図ります。また、改訂した小・中一貫カリキュラムを活用した義務教育9年間における学びの連続性と系統性を明確にした学習指導を推進し、児童・生徒の学力の向上を図ります。

道徳の授業を要とする道徳教育を通して、道徳的な判断力や、実践意欲を育てるために、「考え、議論する」学習活動の充実を図ります。道徳教育推進拠点校による授業改善や道徳教育推進委員会による効果的指導及び適正な評価方法に関する研究成果を市内全校で共有し、児童・生徒の豊かな心を育てます。

体力・運動能力調査等の結果を活用した学校の取り組みの充実・改善を図ります。スーパーアクティブスクール実践校、アクティブライフ研究実践校、オリンピック・パラリンピック教育等を展開するなか、一人ひとりの体力の向上を図るための授業改善を進めます。

また、地域未来塾事業を拡充し、地域人財の参画による教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進しながら、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。

【目標指標】

- ・全国学力調査結果分析及び小・中一貫カリキュラムと「三鷹『学び』のスタンダード」を活用した学習指導の改善を全校実施
- ・小学校教員の指導力向上に向けた外国語(英語)研修を10回実施
- ・中学校道徳科の適正な教科書採択、道徳教育推進拠点校を中核とした道徳指導の改善と道徳教育推進委員会における効果的指導及び評価方法の共有
- ・オリンピック・パラリンピック教育推進委員会による先進事例の共有と児童・生徒の体力向上
- ・みたか地域未来塾事業を5学園に拡充して実施

【達成状況】

新学習指導要領への対応や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の授業改善に係る取り組みを推進することができました。また、子どもたちが身につけるべき学習習慣や基礎学力の定着に向けた取り組みを推進することができました。今後は、これらの成果を基に、教育内容を一層充実させ、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成を図ります。

(3)	教育支援の充実と「校内通級教室」の全市展開	学務課 指導課
-----	-----------------------	------------

【当初計画】

市内全小学校に設置が完了した「校内通級教室」において巡回指導を開始し、通常の学級担任と巡回指導教員等との連携により、児童の特性に応じた自立活動や教科の補充指導等の支援を推進するとともに、校内通級教室における指導の評価と検証を行います。また、中学校における校内通級教室等のあり方について適応指導教室の考え方も含めて検討を進めます。

市配置のスクールカウンセラー（スクールソーシャルワーカー（SSW））を中学校へ拡充し、小・中一貫した相談や支援の継続体制を整備し、児童・生徒や保護者へのよりの確な支援を行い、子ども発達支援センターや、福祉・保健・医療機関と連携したSSW機能の強化を図ります。

【目標指標】

- ・小学校校内通級教室の巡回指導体制の確立と的確な通級指導の開始及び終了の仕組みの推進
- ・中学校における校内通級教室等のあり方の検討
- ・スクールカウンセラー（SSW）による小・中一貫した相談支援体制の整備

【達成状況】

小学校では、平成 30 年 4 月から第二小学校を新たな拠点校として開設し、市内 4 拠点校での巡回指導体制を確立して的確な通級指導を実施しました。児童に必要な指導と支援が進められるとともに、保護者、児童や教員の理解が深まったことにより、校内通級教室実施前の平成 28 年度以降 3 年間で児童数が倍増し、児童の行動のコントロールや対人関係面での成果が見られました。また、通常の学級における児童の課題発見と拠点校教員による的確な行動観察や諸検査をもとに年間 11 回の通級支援委員会において、適正に通級指導の開始及び終了を審議しました。

中学校における校内通級教室のあり方についても検討グループによる検討を行い、教育委員会での審議を経て「三鷹市立小・中学校校内通級教室実施方策」として改定しました。

スクールソーシャルワーカー機能を担う市配置のスクールカウンセラーを中学校にも拡充し、同一学園内での小・中一貫したきめ細かな相談・支援による効果を挙げています。

(4)	ライフ・ワーク・バランスと教育の質の向上を目指す学校における働き方改革の推進	指導課
-----	--	-----

【当初計画】

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、国や都の施策と連動しながら、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、三鷹市の学校教育の質の維持・向上を図ります。

①教員が担うべき業務に専念できる環境の整備（学校マネジメント強化モデル事業の拡充やスクール・サポート・スタッフの配置など人員体制の整備、留守番電話の設置による時間外連絡体制の確立等）

②教員の意識改革（タイムマネジメント、学校閉庁日や退校目標時間の設定等）

③部活動の適正化（運営方針の策定、部活動指導員の導入促進、部活動の休養日の設定等）

を柱とした諸施策を地域・保護者の理解を得ながら学校とともに総合的に推進し、教員の最も重要な職務である児童・生徒の教育に力を注げる職務環境を整え、児童・生徒の学習をはじめとした学校生活のより一層の充実を図ります。喫緊の課題となっている教員の長時間勤務の課題解決に向け、教員が担うべき職務を明確化し、多忙化を解消するとともに、ライフ・ワーク・バランスの推進を図ります。

【目標指標】

- ・チーム学校による業務軽減に向けた支援の推進
- ・タイムマネジメント力の向上やライフ・ワーク・バランスの意識醸成など教員の意識改革の推進
- ・三鷹市立中学校における運動部活動の方針の策定による部活動の適正な実施

【達成状況】

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」に基づき、4月から副校長補佐（3校）及びスクール・サポート・スタッフ（5校）を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー機能を担う市配置のスクールカウンセラーを中学校に拡充しました。8月からは部活動指導員を中学校に配置するなど、新たな専門スタッフを配置・拡充しました。また、東京都の補助金を活用して市立学校全22校に留守番電話を設置するとともに、地域・保護者向けの通知を教育委員会と学校との連名で発出するなど、教員の業務軽減に向けた取り組みを実施しました。さらに、年2回（7月・1月）在校時間調査を実施した結果、専門スタッフを配置した学校については未配置校と比べ、在校時間の短縮が図られていることが確認できました。

次年度については、スクール・サポート・スタッフの配置を全22校に拡充するとともに、部活動指導員についても各中学校2名配置することとしました。また、校務支援システムの更新に伴い、教員の在校時間を客観的に把握できるようになったことから、教員のタイムマネジメント力の向上とライフ・ワーク・バランスの意識醸成を進めます。引き続き、国や都の施策とも連動しながら、取り組みの実施状況の点検と段階的な拡充を図るとともに、働き方改革プランの改定についても推進会議で検討を進めていきます。

(5)	学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施など安全で快適な学校環境の整備	総務課
-----	-------------------------------------	-----

【当初計画】

市立小・中学校施設の長寿命化及び防災機能強化を図り、安全で快適な教育環境を整備するため、長寿命化改修工事を計画的に推進します。平成30年度は、第二小学校と第一中学校の改修工事（Ⅰ期）を実施するとともに、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくため、学校施設長寿命化計画（仮称）策定に向けて、全ての市立小・中学校を対象に施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査を実施します。

また、学校トイレの洋式化、床のドライ化、バリアフリー化の推進として、羽沢小学校（Ⅱ期）、第六小学校（北校舎）、第六中学校（校舎全部）の改修工事を実施するとともに、老朽化した空調設備の更新として、第三中学校の空調設備改修工事設計業務を実施します。

なお、各種工事の実施にあたっては、国、東京都の補助制度を活用し、財源確保に努めます。

【目標指標】

- ・第二小学校及び第一中学校の長寿命化改修（Ⅰ期）工事の実施
- ・三鷹市立小中学校施設老朽化対策調査業務の実施
- ・羽沢小学校（Ⅱ期）、第六小学校（北校舎）及び第六中学校（校舎全部）のトイレ改修工事の実施
- ・第三中学校空調設備改修工事設計業務の実施

【達成状況】

第二小学校及び第一中学校の長寿命化改修並びに羽沢小学校、第六小学校及び第六中学校のトイレ改修について、国庫補助金及び都補助金を活用しながら設計内容どおりに各工事を完了することで、安全で快適な学校環境の整備を推進することができました。第三中学校の老朽化した空調設備についても、令和元(2019)年度からの2箇年にわたる改修工事实施に向けて、現場調査と学校との協議を重ねながら、設計業務を完了しました。

また、今後の改修を計画的かつ効果的に進めていくため、学校施設長寿命化計画(仮称)策定に向けて、全ての市立小・中学校を対象に施設の健全性・劣化状況等の老朽化対策調査を実施しました。

(6)	児童・生徒数の増減への適切な対応	総務課 学務課
-----	------------------	------------

【当初計画】

全市域を対象とした児童・生徒数及び学級数の将来推計の適切な更新を行い、中・長期的な課題を抽出しながら適正な学習環境の確保を図ります。

下連雀五丁目第二地区(日本無線株式会社三鷹製作所跡地)開発事業への対応方針に基づき、通学区域の変更について、関係する学校の保護者や地域住民等への説明会等において周知を図りながら、新たな通学路の指定に向けた安全対策の検討を進めるとともに、規則等の改正を行います。

【目標指標】

- ・児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新
- ・通学区域の変更に向けた保護者等への説明・周知と通学路の安全対策の検討及び規則等の改正

【達成状況】

児童・生徒数及び学級数の将来推計については、住宅の開発状況等さまざまな要素を勘案した更新を行い、庁内プロジェクト・チームにおいて、適切な対応の検討と情報共有を図りました。

下連雀五丁目第二地区(日本無線株式会社三鷹製作所跡地)開発事業への対応方針に基づく通学区域の変更については、春と秋の2回にわたり関係する学校の保護者や地域住民等への説明会等を実施しました。各説明会での配付資料や議事録等についてはホームページにその内容を掲載するなど、広く周知を図った後に、通学区域の変更に関する規則改正を行いました。

また、通学区域の変更に伴い、新たな通学路の指定が必要になるため、市長部局と連携しながら安全対策の検討を進めました。

今後は、通学区域の変更に伴う内容等について保護者、地域への丁寧な周知に努めるとともに、新たな通学路の指定と安全対策については、道路管理者や警察等の関係機関と連携して検討・実施するなど、児童・生徒の安全確保に向けた環境整備に取り組んでいきます。

(7)	東部図書館のリニューアルとサポーター活動の推進	図書館
-----	-------------------------	-----

【当初計画】

平成 29 年度の実施設計に基づき、利用者が安全・安心・快適に利用できる図書館として耐震補強工事、空調設備、トイレ等の改修を行うとともに、利用者の学びの場、人が集う場として滞在・交流型施設へリニューアルします。改修工事に伴う休館期間中の平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月は、代替サービスとして「牟礼七丁目小広場」を巡回ステーションとして、土・日曜日に移動図書館を巡回します。市民との協働による魅力的な図書館活動をめざし、東部図書館サポーターを設立し、サポーターを養成します。

【目標指標】

- ・耐震補強工事、空調設備及びトイレ等改修工事の実施と児童コーナー及び学習コーナーの新設並びに中庭のウッドデッキの設置など滞在・交流型施設へのリニューアル
- ・移動図書館ひまわり号の巡回による代替サービスの提供
- ・東部図書館サポーターの設立とサポーターの養成

【達成状況】

東部図書館の施設・設備の長寿命化を図るとともに、サポーター懇談会による意見を反映した滞在・交流型図書館へのリニューアルが実現しました。具体的には、レイアウト変更、学習席の新設、読書・飲食・談話のできるテラスの設置により、乳幼児から高齢者まですべての人が快適に利用することができ、利用者の学びの場、人が集う場として期待できる図書館として、リニューアルオープンを迎えることができました。東部図書館サポーターを設立し、東部図書館フェスタ、開館準備作業及びリニューアルオープンセレモニーなどを協働で取り組むことができました。また、今後もサポーターと協働し、地域に根付く図書館活動、魅力ある図書館活動を展開する礎を築くことができました。

移動図書館ひまわり号の巡回による代替サービスでは、50 日の巡回で貸出者数 5,931 人、貸出点数 20,236 点の利用実績となり、代替サービスとして十分な役割を果たすことができました。

(8)	ICT を活用した教育内容の充実と教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新	総務課
-----	--	-----

【当初計画】

平成 30 年度で契約期間が満了する教育ネットワーク・校務支援システムの適切な更新を行い、学習効果の向上や教員の校務事務の効率化を図ります。

システムの更新にあたっては、校務系システムと学習系システムの分離構築など、セキュリティ対策の強化を図るとともに、新学習指導要領の実施を見据えて、パソコン教室端末のタブレット化を実施し、児童・生徒が普通教室でタブレット端末を利用できる環境整備を行います。平成 29 年度に更新した大型提示装置の活用を全校で進めるとともに、今後の ICT 環境を見据えた ICT 活用推進モデル校における短焦点プロジェクト等

の整備と実践により、「主体的・対話的で深い学び」を実現する ICT の効果的な活用に向けた教員研修や授業研究を推進し、教育内容の充実を図ります。

【目標指標】

- ・小・中学校全校における ICT を活用した教育の推進
- ・教育ネットワークのスムーズな稼働開始
- ・校務支援システムの設計・構築

【達成状況】

教育ネットワークの更新については、校務系システムと学習系システムを分離するなどセキュリティ対策の強化を図るとともに、パソコン教室端末のタブレット化を実施し、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」の推進に向けて、児童・生徒が普通教室及び特別教室でタブレット端末を利用できる環境整備を行いました。システム更新を予定どおり完了し、学園ごとの集合研修、職層ごとの研修などを実施し、9月から運用を開始しました。また、第一小学校を ICT 活用推進モデル校とし、普通教室に短焦点プロジェクタ 20 台を整備するとともに、児童用タブレット端末を 40 台増配備するなど、ICT を活用した更なる教育環境の充実を図りました。

校務支援システムについては、出退勤管理など新たな機能を整備したシステムの構築を予定どおり完了し、職層、校務分掌、学校単位など様々な操作研修を実施するなど、円滑な運用開始に向けた取り組みを行いました。

(9)	学校給食の充実と効率的な運営の推進及び市内産野菜の活用	学務課
-----	-----------------------------	-----

【当初計画】

安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、新たに第七小学校で給食調理業務の民間委託を開始します。また、令和元(2019)年度から新規委託予定の第四中学校と、5年目の見直し時期を迎える第六小学校、北野小学校、第六中学校の事業者選定を行います。

委託実施校ごとに設置している「学校給食運営協議会」を通して、実施状況の確認と必要に応じた改善の検討を行い、学校給食の充実と効率的な運営を推進します。市内産の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を提供するとともに、食育の推進、地産地消の促進を図ります。

【目標指標】

- ・第七小学校での給食調理業務委託の開始
- ・令和元(2019)年度からの新規1校の委託業務開始及び既委託校3校の事業者見直しに向けた準備（平成31年4月時点委託校：計18校）
- ・市内産野菜の使用率向上に向けた、JA東京むさしや関係機関との連携による「三鷹産野菜の日」の拡充、市場に流通している市内産野菜の活用や、生産・出荷システムのモデル事業の検討と推進

【達成状況】

第七小学校の給食調理業務委託を平成 30 年 4 月から開始しました。また、令和元(2019)年度から委託を開始する第四中学校、委託から 5 年目の更新を迎える第六小学校、北野小学校、第六中学校の事業者をプロポーザル方式により決定しました。委託校においては、保護者、学校、委託事業者、教育委員会事務局で構成する「学校給食運営協議会」を、第七小学校では 7 月と 2 月に、その他の委託校では 1 月～2 月に開催し、各校における良好な運営を確認しました。

学校給食における市内産野菜の使用率向上の取り組みについては、J A 東京むさしと連携し、全小・中学校において「三鷹産野菜の日」を実施することにより、児童・生徒や保護者に向けて学校給食における地産地消の取り組みの周知を図りました。次年度に向けては、「三鷹産野菜の日」の実施に際し、公費負担を行うことの趣旨を、連絡協議会の中で共有するとともに、さらなる市内産野菜の使用率向上に向けた具体的な取り組みについて検討・実施を進めていきます。

(10)	通学路の安全確保の充実	学務課
------	-------------	-----

【当初計画】

学校、地域等が行う通学路における児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図るため、東京都の補助事業を活用し、平成 30 年度は、新たに市立小学校 3 校の指定通学路に防犯カメラを設置します。設置にあたっては、各学校において防犯カメラ設置場所検討協議会を立ち上げ、学校、保護者、地域の関係者との見守り活動の一層の充実について協議しながら、学校と地域・関係諸機関が連携した地域の防犯力の向上を図ります。

なお、平成 30 年度の 3 校の設置をもって、小学校 15 校の通学路全校への防犯カメラの設置が完了します。

【目標指標】

- ・市立小学校 3 校での防犯カメラ設置場所検討協議会の開催
- ・市立小学校 3 校の通学路への各校 5 台の防犯カメラの設置
(小学校 15 校の通学路への設置完了)
- ・防犯カメラ設置に係る広報等

【達成状況】

都の補助制度を活用し、平成 30 年度は小学校 3 校（第四小、第七小、高山小）の通学路に各 5 台の防犯カメラを設置しました。設置場所については、各校において通学路防犯カメラ設置場所検討協議会を設置し、学校をはじめ PTA や交通安全対策地区委員会、青少年対策地区委員会等の地域関係者と検討・協議を行ったことにより、地域の実情に応じた設置場所を選定することができました。

今年度の事業完了をもって全市立小学校通学路への防犯カメラの設置が完了しました。これにより、犯罪の抑止力が向上するとともに、地域の見守り活動が充実するな

ど、児童の安全確保に係る環境整備が推進されました。今後は防犯カメラ設置後の検証等を行うとともに、市長部局や関係機関等と情報を共有しながら、学校と地域等が連携した地域の防犯力の向上が図られるよう、児童の安全確保に係る取り組みを進めていきます。

(11)	教育センターの耐震補強等工事の実施	総務課
------	-------------------	-----

【当初計画】

耐震性の確保を図るとともに老朽化した施設設備を更新するため、平成 29 年度に引き続き、教育センターの耐震補強等工事を安全かつ適正に実施するとともに、令和元(2019)年度に予定している教育センター耐震補強等工事終了後の円滑な再移転に向けて、空調機器保全整備等に取り組みます。また、教育センター暫定施設の解体工事に向けた設計業務を行います。

【目標指標】

- ・教育センター耐震補強等工事の実施
- ・教育センター耐震補強等工事終了後の再移転に向けた空調機器保全整備等の実施
- ・教育センター暫定施設解体工事に向けた設計業務の実施

【達成状況】

教育センターの耐震補強等工事は、平成 29 年度からの複数年の工事期間において安全に作業を完了し、建物の耐震性の確保とともに、すべての階への多目的トイレの設置、照明機器の LED 化などバリアフリーや省エネルギー化に配慮した改修や、3 階会議室の拡張、文化財の保存・展示スペースの確保を行うなど、施設の利用環境の整備も合わせて行いました。

耐震補強等工事完了後は、平成 31 年 4 月末の再移転に向けて、空調機器保全整備等の付帯工事・作業に着手しました。令和元(2019)年度は、教育センターへの円滑な再移転とともに、平成 30 年度に実施した設計に基づき、教育センター暫定施設の解体工事の実施に取り組みます。